

平成 31 年 2 月 25 日（月曜日）

（第 1 号）

平成31年第1回横手市議会3月定例会会議録

議事日程（第1号）

平成31年2月25日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長報告について
- 第 4 政治倫理審査に関する事項について
- 第 5 平成31年度施政方針に関する説明
- 第 6 平成31年度教育行政方針に関する説明
- 第 7 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 8 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 9 報告第 3号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第10 報告第 4号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第11 報告第 5号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第12 報告第 6号 放棄した債権の報告について
- 第13 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度横手市一般会計補正予算（第6号））
- 第14 議案第 1号 横手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 第15 議案第 2号 横手市森林環境基金条例
- 第16 議案第 3号 横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第 4号 横手市児童館設置条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第 5号 横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第 6号 横手市農業経営安定化対策資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第 7号 横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第 8号 横手市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第 9号 横手市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第10号 横手市石坂洋次郎文学記念館設置条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第11号 横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第12号 横手市市営温泉施設財政調整基金条例を廃止する条例

- 第26 議案第13号 工事請負契約の締結について
第27 議案第14号 財産の無償貸付け及び減額貸付けについて
第28 議案第15号 権利の放棄について
第29 議案第16号 権利の放棄について
第30 議案第17号 権利の放棄について
第31 議案第18号 市道路線の廃止について
第32 議案第19号 市道路線の認定について
第33 議案第20号 平成30年度横手市一般会計補正予算（第7号）
第34 議案第21号 平成30年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第35 議案第22号 平成30年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第36 議案第23号 平成30年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）
第37 議案第24号 平成30年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第38 議案第25号 平成30年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）
第39 議案第26号 平成30年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）
第40 議案第27号 平成30年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（25名）

1 番	本 間 利 博	2 番	高 橋 和 樹
3 番	山 形 健 二	4 番	大日向 香 輝
5 番	青 山 豊	6 番	加 藤 勝 義
7 番	奥 山 豊 和	8 番	寿松木 孝
9 番	播 磨 博 一	10番	鈴 木 勝 雄
11番	立 身 万 千 子	12番	菅 原 亀 代 嗣
13番	菅 原 正 志	14番	齋 藤 光 司
15番	佐 藤 誠 洋	16番	高 橋 聖 悟
17番	木 村 清 貴	18番	塩 田 勉
19番	佐々木 喜 一	20番	遠 藤 忠 裕
21番	小 野 正 伸	22番	佐 藤 清 春
23番	佐 藤 忠 久	24番	土 田 百 合 子
26番	菅 原 惠 悦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（31名）

市長	高橋 大	副市長	石山 清和
副市長	藤本 和宏	教育長	伊藤 孝俊
総務部長	三浦 淳	総合政策部長	村田 清和
まちづくり 推進部長	加賀谷 秀昭	市民生活部長	佐藤 均
健康福祉部長	佐越 和之	農林部長	柿崎 浩之
商工観光部長	小田嶋 利宏	建設部長	小原 信美
上下水道部長	池田 智	教育総務部長	栗田 律子
教育指導部長	江畑 讓	市立横手病院 事務局長	浮嶋 優子
市立大森病院 事務局長	村上 伸夫	総務部次長兼 総務課長	佐藤 勉
人事課長	菊地 浩昭	総務部次長兼 秘書広報課長	辻 正憲
経営企画課長	小玉 幸平	総合政策部次長兼 財政課長	小松 忠昭
横手地域局長	越後谷 利秋	増田地域局長	阿部 隆雄
平鹿地域局長	柴田 浩美	雄物川地域局長	佐藤 明雄
大森地域局長	伊藤 勝	十文字地域局長	和泉 久夫
山内地域局長	中村 広幸	大雄地域局長	戸田 勝己
消防本部次長	菅谷 和明		

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 雅義	主幹	菊池 覚也
議事調査係副主幹	小田嶋 あけみ	議事調査係主査	大極 孝春
総務係主任	横井 希望		

◎開会及び開議の宣告

○齋藤光司 議長 おはようございます。

ただいまから平成31年第1回横手市議会3月定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○齋藤光司 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、21番小野正伸議員、22番佐藤清春議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○齋藤光司 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月20日までの24日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は24日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○齋藤光司 議長 日程第3、議長から議長報告、監査委員から定期監査報告書、随時監査報告書及び例月現金出納検査報告書が提出されましたので、配付をしております。

◎政治倫理審査に関する事項について

○齋藤光司 議長 日程第4、政治倫理審査に関する事項についてを議題といたします。平成30年12月4日の12月定例会一般質問における山形健二議員の発言に関し、平成30年12月10日に市議会議員10名から横手市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づく審査請求書が議長宛てに提出されました。これを受け、政治倫理条例第6条の規定に基づき、翌12月11日、横手市議会議員政治倫理審査会を設置し審査を行っていただきましたので、横手市議会議員政治倫理審査会長へ審査結果の報告を求めます。
政治倫理審査会長。

【政治倫理審査会長（21番小野正伸議員）登壇】

○小野正伸 政治倫理審査会長 おはようございます。平成30年12月1日付で審査請求のあった件について、横手市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、私から横手市議会議員政治倫理審査会

の審査結果をご報告いたします。

審査会では、これまで5回の審査と1回の現地調査を行い、その結果、認定された事実及び判断根拠は次のとおりであります。

1、山形議員は一般質問において、自分は電力の経費削減にかかわる仕事をしており、自分を利用することで横手市においてもそれは可能になる旨発言している。これは市に対して、みずからとの契約を誘導していると受け取られる発言である。

2、審査会の席上、山形議員は新電力との契約仲介はみずからのなりわいとするものではなく、市と契約をする意図はなかったと弁明したが、昨年11月ころに、みずからが代表を務める企業の社員及び新電力の代理店の社員が、新電力との契約獲得のため増田地域内で営業訪問を行っている。また11月下旬と12月下旬には、山形議員が単独で増田地域内において新電力との契約のための営業訪問を行っている。

3、平成30年12月2日現在において、山形議員のブログに「私の職業は一部のことに特化した経費削減コンサルタントです。この内容について私が一般質問するとどうなるか、横手市が払う電気代が安くなります。間違いなくです。なぜか。詳しくは一般質問をお聞きいただければと思います」と記載している。

4、条例第3条第6号では、議員は議会の審議等を通じて市の事務及び事業に影響力を持つことを認識し、市に対して行う請負その他の契約に関し、市民の疑惑を招くことのないようにしなければならないと規定されている。しかしながら一般質問での発言は、山形議員がみずからの発言が市の契約事務に影響力を持つことを認識し、そのことを他に知らしめていることにほかならない。

5、これらにより、一般質問を傍聴した市民、ブログを見た市民の多くは、山形議員が新電力の契約獲得の営業活動を行っており、一般質問の機会をみずからの営業活動に利用していると認識している。よって、山形議員の意図にかかわらず、多くの市民には山形議員が一般質問という議会活動を通じて市の契約行為に関与しようとしたと受け取られている。このことは条例第3条第6号に抵触すると認めざるを得ない。

6、そもそも山形議員の新電力に関する言動は、地方自治法第92条の2の規定により、議会の議員は当該普通地方公共団体に対し請負をする者たることができないことを認識していればなし得ない行動である。さらに山形議員は一般質問の途中、議長から発言に気をつけるよう注意されたにもかかわらず、自分をぜひ利用してほしい旨、発言を重ねている。このことは条例第3条第1号に抵触する行為と判断する。

7、以上の内容により、審査会においては山形議員の言動に条例第3条第1号及び第6号に抵触する内容が含まれていたと結論する。あわせて横手市議会議員政治倫理条例施行規則第7条に基づく措置について、山形議員に対し議長等の役職辞任勧告が相当、すなわち広報広聴委員会広報分科会副分科会長職をみずから辞すべきであると意見を添える。

8、なお審査会において山形議員の一般質問における消防団員の報酬の払い込みに関する発言につい

て、山形議員みずからも消防団員当事者であり、自己の利益につながる質問と受け取られかねず、条例第3条第1号の規定に抵触するとの意見もあったが、その判断には至らなかった。

最後に、審査会は本件を今後の戒めとするため、次のとおり附帯意見を付する。

山形議員の発言が議場における一般質問の際になされたことに鑑み、議場においてしかるべき機会に議長より当審査会の審査結果を山形議員へ伝達するとともに、山形議員は反省の弁を述べる必要がある。よって、議長においてこれを山形議員に求め発言を許可されるよう要請する。さらに今回の言動は、これまで取り組んできた議会改革に水を差すものであるため、山形議員においては議会改革推進会議の委員の職にとどまることはふさわしくないと思料される。

以上、横手市議会議員政治倫理審査会全会一致の判断であることを申し上げ、私からの報告を終わります。

○齋藤光司 議長 ただいまから会長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本審査会の審査結果を尊重し、山形議員にはしかるべき対応をとるように求めます。

3番山形健二議員。

○3番（山形健二議員） 本会議中の貴重な時間に発言を許可いただき、ありがとうございます。12月の一般質問において、市民の誤解を招いてしまうような私の発言があったことを改めておわび申し上げます。私の認識の甘さにより、市民の皆様、議員の皆様、たくさんの方々に迷惑をおかけしたこと、大変申しわけなく思っております。

政治倫理審査会の審査結果及び議長のご判断を真摯に受け止め、広報広聴委員会広報分科会副分科会長の職と議会改革推進会議の委員を辞することといたします。今後は同じことを繰り返さぬよう議員活動に取り組んでまいりたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。

○齋藤光司 議長 これで政治倫理審査に関する事項についてを終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は10時20分といたします。

午前10時12分 休憩

午前10時20分 再開

○齋藤光司 議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎平成31年度施政方針に関する説明

○齋藤光司 議長 日程第5、市長より平成31年度施政方針に関する説明を求めます。

市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 おはようございます。平成31年3月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本方針と平成31年度予算案についてご説明申し上げますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、今シーズンの冬のイベントにつきましては、例年にも増して外国人を含む多くの観光客でにぎわうなど成功裏に終了いたしました。かまくらの開催期間には友好都市の厚木市や那珂市の皆様のほか、ホストタウンの取り組み以来親交を深めているインドネシア共和国の特命全権大使や神奈川県鎌倉市長、茨城県行方市長に初めて当市を訪れていただき、雪国横手の静ひつな雰囲気をご堪能いただいたところでもあります。各種イベントにご協力いただきました観光商工団体など関係者の皆様を初め市民の皆様、議員の皆様にご感謝申し上げます。

また、2月16、17日の両日には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、文化の側面からの盛り上げを図る東京キャラバン in 秋田が秋田ふるさと村を会場に開催され、約2,000人の皆様がジャンルを超えたパフォーマンスを楽しみました。東京キャラバンについては、入場申し込み応募者数が定員枠の2倍を超え、追加公演が開催されるほどの大盛況をおさめており、秋田の持つ伝統芸能の魅力が全国の皆様に発信できたものと考えております。

なお、年末寒波の到来以降、断続的な降雪に見舞われた当市では、2月14日現在の累積降雪量が716センチメートルとなるなど、平年を上回る数値で推移いたしました。早朝除雪の出動回数については1月下旬の時点で21回に上り、2月以降も排雪を含め平年以上の出動が予想されたことから、1月29日付で4億円を追加補正する専決処分をさせていただきました。2月14日現在の早朝除雪出動回数は計29回となっております。

雪おろしや除雪作業に伴う不幸な事件も発生しており、お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆様には心よりお悔やみを申し上げます。また負傷された皆様や家屋などが被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今年4月末日をもって約30年にわたった平成の時代が幕を閉じます。バブル崩壊後の景気低迷期が長く続いたほか、平成27年には国勢調査開始以来、初めて日本の人口が減少に転じるなど、主要先進国の中でも突出して少子高齢化が進んだ期間となりました。昨年、国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の将来人口に関する推計データでは、約10年後の2030年に都市部を含めた国内全ての都道府県が人口減となり、その15年後の2045年には2015年に比べ約2,000万人減の1億人になるものとなっております。都市部への人口集中が進む一方で、地方の人口減少スピードは激しく、秋田県においては2045年の総人口が約60万人に、高齢化率では全国で唯一50%を超えると予測されております。

そのような中、市においては人口減少社会の課題克服を目指す重点プロジェクト横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、若者の定着や出生率の向上を図るさまざまな施策を展開しているほか、移住・定住機会の裾野を広げる応援人口の拡大や、にぎわいの創出を目指す拠点施設整備また地域が持

つ潜在力を存分にまちづくりに生かしていただく共同事業などの取り組みを強力に推進しているところ
であります。

重点的な戦略目標といたしましては、急激な人口減少スピードに歯どめをかけるべく、社会動態増減
幅の縮小や婚姻数、出生数の増加を掲げており、総合戦略の最終年度となる来年度については、これま
での取り組みの成果を振り返りつつ、2020年度の第2次総合計画後期基本計画策定に向け、各種指標の
適格性や事業評価、新たな施策の方向性などに関し検討することとしております。

私は、時代の趨勢や変容する社会情勢に機敏に対処しつつ、個々の施策評価に基づく不断の改革や取
り組むべき事業の優先順位を見きわめることで、さまざまな地域課題の解決に積極果敢に挑戦してまい
る所存であります。

新しい時代の幕あけとともにオープンする増田まんが美術館や、多くの皆様が利用する観光集客施設、
また地域固有の歴史遺産などを有効活用しながら、横手を訪れる皆様や応援してくださる皆様との一層
の交流拡大を図り、持続可能な地域社会の実現につなげてまいりますので、よろしく申し上げます。

次に、地方創生に向けた重点施策について申し上げます。

まず、横手市増田まんが美術館についてであります。横手市増田まんが美術館につきましては、昨年
11月30日をもって大規模改修工事が完了し、現在は4月から指定管理者として管理運営を行う横手市増
田まんが美術財団の協力のもと、リニューアルオープンに向けた準備を進めているところであります。

新たなまんが美術館が持つ特徴といたしましては、世界一の数を誇る漫画原画20万点が収蔵されてい
ることに加え、漫画原画専用の収蔵庫として国内で初めて整備されたマンガの蔵展示室が上げられます。
漫画原画については、計183人に上る漫画家の皆様のうち約70人分の作品が常時展示されるほか、展示
されていない作品についても、デジタルデータとしていつでも閲覧できるシステムとなっております。
マンガの蔵展示室については、漫画原画のアーカイブ作業や収蔵棚に原画をおさめる様子など、美術館
のバックヤードをあえて公開し可視化することにより、美術館を訪れる世界の漫画ファンの皆様に原画
の貴重性や保存の重要性を強力にアピールする空間としております。さらに年間を通じた切れ目のない
特別企画展を開催することで、漫画の新たな魅力発見や漫画づくりの現場に触れる機会を創出したいと
考えており、さまざまなジャンルの漫画原画の展示や体験イベントの展開により、リピーター客の増加
につながることも期待しております。

まんが美術館の認知度向上に向けた取り組みといたしましては、テレビCMや市報などさまざまな媒
体を介してオープンに向けたPRを実施するほか、3月22日には、東京渋谷のホテルコエトキーヨーに
おいてリニューアルオープン関連イベントの告知や、漫画文化の保存継承をするためのさまざまな取り
組みに関し国内外のマスコミ関係者の皆様などに情報発信することとしております。

4月20日のプレオープンには、関係機関や団体の皆様、これまでまんが美術館の運営にご協力いた
だいた漫画家や編集者の皆様などをお招きし、盛大な記念式典を開催する予定であります。また生まれ変

わたたまんが美術館の魅力を市民の皆様存分に体感していただくため、30日までのプレオープン期間中は入館料を無料とすることも検討しております。5月1日から6日間にわたるグランドオープン期間につきましては、漫画家の皆様を招いたサイン会や市民参加型のイベントなどを集中的に実施する予定であり、全市を挙げてまんが美術館を中心としたにぎわいの創出を図ってまいります。

なお、まんが美術館リニューアルオープンのPRや情報発信については、関係者の皆様や市の全職員が一丸となり進めてまいります。施設がオープンすることでこの事業が完了するものではなく、その後の戦略の確実な遂行により、市全体の活性化に結びつけなければならないことを強く意識しております。今後は横手市まんが活用構想に基づき、まんが美術館を核としたさまざまな事業や企画を展開することとしており、漫画の魅力を広く市民の皆様と共有しながら、新たなまちづくり施策への取り組みを進めてまいります。

続きまして、観光誘客の促進と受け入れ態勢の整備について申し上げます。

観光誘客促進対策につきましては、これまで観光満足度調査結果の検証を踏まえ、秋田県中央部からの誘客を推進するほか、出前かまくらイベントなどの実施により知名度の高まりが期待される関西圏からの誘客にも力を入れ、新たな観光需要の掘り起しに挑戦いたします。

加えて、今年5月にグランドオープンする増田まんが美術館や国の重要伝統的建造物群保存地区、増田の町並みの認知度向上を図り、増田エリアへのさらなる誘客と市全体の回遊性を高める施策を展開することで、交流人口の増加や経済波及効果の拡大を目指してまいります。

台湾、タイ、中国、インドネシアをターゲットとするインバウンド戦略の具体的な取り組みといたしましては、県と合同のトップセールスに加え、外国人の方に向けた効果的な情報発信に努めてまいります。特に台湾につきましては、この3月30日より週2往復4便の定期チャーター便が運航されることとなりました。当面は1年間の限定運行となりますが、チャーター便の就航については、秋田県全体が一丸となり継続してまいりましたトップセールスの成果と認識しているところであります。

チャーター便の実績は定期運航につながる可能性が高いことから、市といたしましても台湾の大同大学や市の地元企業とともに取り組みを進めている国際的産学官連携モデル事業を通じ、台湾に向けた横手の魅力発信事業を強化するとともに、訪れた皆様に満足いただけるよう受け入れ態勢の充実を図ってまいります。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など世界イベントの開催を控え、近年では日本の地方をめぐる外国人観光客も増加の一途をたどっております。今後も訪日観光需要の増大が見込まれることから、当地域の持つ多様な魅力を確実に誘客に結びつけられるよう、県や近隣自治体との連携をさらに強化し、日本を訪れる外国人旅行客をターゲットとした企画商品の開発に取り組むなど、広域的なPR戦略を展開してまいります。

続きまして、農業施策の強化についてでございます。

この4月より、これまで旧大雄中学校跡地に整備を進めてまいりました横手市園芸振興拠点センター

が稼働いたします。当施設では園芸作物の生産拡大のほか、新規就農者や農業経営者の育成、6次産業化の支援など、園芸振興を図るためのさまざまな施策を展開してまいります。

横手市地域種苗支援センターにおいては、園芸作物の生産振興に不可欠な種苗供給体制の強化のため、種苗の研修や地域種苗供給にかかわるネットワークの構築にも取り組むこととしております。

また、横手農業創生大学事業を推進するため策定したアクションプランに基づき、新たにスイカ、キュウリ、トマト、アスパラガスの戦略4品目の生産力強化策として戦略作物重点支援事業を創設し、資材や機械の導入などに要する費用への助成を行ってまいります。

あわせて、ICT技術を活用し、技術力の高い農業者の皆様の管理技術をセンサーや画像などのデータをもとに見える化した上で、他の生産農家の皆様の指導に用いる戦略作物品質向上プログラム確立事業も実施することとしております。

さらに、販路拡大を後押しするため、農林部と商工観光部が連携しながら、卸売市場や量販店、小売店を含め一貫した支援体制の構築を図ってまいります。

市が独自に創設した融資あっせん制度、横手市農業経営安定化資金事業、いわゆるマル農につきましては、基盤整備による規模拡大や法人化が進み、新たな大型機械導入が必要な皆様、また新規就農者や大規模な施設園芸に取り組む農業者の皆様より、一層の支援を求められております。そのような状況を踏まえ、市では来年度より貸付限度額を拡大することとし、個人につきましては200万円から1,000万円に、法人につきましては600万円から1,500万円に引き上げ、農業者の皆様の生産性の向上や大規模経営化を強力に後押しすることといたしました。加えて規模拡大などに伴う負担の軽減を図るため、資金の借りに必要な保証料についても支援することとしたほか、新規就農者の皆様には就農後2年間にわたり貸付利息の半額分について助成することとしております。

今後も、農業者の皆様の所得向上と担い手の確保、育成を促進するさまざまな施策を実施するとともに、JA秋田ふるさとや関係者の皆様との連携強化を図り、日本一の複合農業産地の実現を目指してまいります。

次に、予算案について申し上げます。

平成31年度の一般会計予算総額は560億2,000万円となり、前年度と比較して22億円、率にして4.1%増としております。本予算案は、横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略が計画期間の最終年度となることから、その取り組み状況を振り返り総仕上げを行うとともに、重点事項5項目について他の施策に優先して予算を編成したものであります。

その概要となりますが、第1項目の「雇用があり、住みたい・住み続けたいと思える魅力あふれるまちの実現」には、横手市起業家育成事業や農業経営安定化対策事業の拡充など15事業で10億9,180万円を、第2項目の「若い世代が、結婚や子育てに希望を持てるまちの実現」には、幼児教育無償化の対象となる子どものための教育・保育給付費、民営化する保育所の整備助成事業や、よこてライフ体験事業など6事業で37億2,174万円を計上しております。

第3項目の「防災・減災を進め、災害に強い、安心して暮らすことのできるまちの実現」につきましては、雨水排水対策事業や、今年度に引き続き実施いたします小・中学校公衆無線LAN環境整備事業など4事業で4億6,336万円を、第4項目の「ハード・ソフト両面の社会基盤強化による人にやさしく環境にやさしい快適なまちの実現」には、横手駅東口第二地区の市街地再開発対策費や、地域公共交通活性化事業など4事業で4億4,070万円を計上しております。

第5項目の「よこての特色を生かし、市民・民間と手をたずさえて、地域活力を共に創るまちの実現」については、今年5月にグランドオープンいたします増田まんが美術館に関する情報発信強化事業や地域づくり市民活動補助事業など17事業で15億9,161万円といたしたところであります。

これら重点5項目の合計は計46事業となり、金額ベースでは前年度比約48%増の73億923万円としております。市の主要な一般財源である普通交付税の段階的縮減措置も後半の4年目を迎え、市財政はますます厳しさを増しておりますが、有利な特定財源を確保し、財政調整基金を初めとする各種基金も活用して、幸せな地域社会の実現に取り組む所存であります。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

市税では、比較的堅調な個人市民税と法人市民税の伸びを見込み、前年度比1.9%増の83億3,948万円としております。

来年度の地方交付税は、国の地方財政計画によりますと1.1%増となっておりますが、さきに述べました普通交付税の段階的縮減措置の影響を考慮し、前年度比0.3%減の181億7,000万円としており、普通交付税の振り替え措置として発行される臨時財政対策については、前年度比19.6%減の11億5,000万と見込んでおります。

寄附金については、ふるさと納税寄附金について、今年度と同額の7億円を見込んでおります。

市債につきましては、十文字地域小学校統合事業や雄物川庁舎整備事業、十文字地域多目的総合施設整備など普通建設事業の増加に伴い、前年度比11.9%増の76億3,580万円としております。

特別会計におきましては、国民健康保険特別会計など8特別会計の総額は、前年度と比較して0.1%増の253億8,091万円となっております。また病院事業、水道事業並びに下水道事業から成る企業会計は、前年度と比較して3.9%増の176億3,000万円を計上しております。

以上の結果、平成31年度の全会計予算総額は前年度比3.0%増の990億3,091万円となっております。

次に、主要事業などについて申し上げます。

まず、みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくりについてでございます。

去る2月14日、地域の活性化や行政サービスの向上を図るため、東北大学公共政策大学院とパートナーシップ協定を締結いたしました。これは市の第7期介護保険事業計画の策定に当たり、地域福祉に関するさまざまなご助言、ご提案をいただいたことが契機となったものであり、同大学院が自治体と結ぶ全国初の協定となります。来年度については大学院の教授や学生の皆様とともに福祉の現場における実態把握調査を進め、地域包括ケアシステムの一層の充実を図ってまいります。

また、市の地域福祉の基本的施策の方向性を示す地域福祉計画と同計画に基づく具体的活動目標を定めた社会福祉協議会の地域福祉活動計画が来年度改定時期を迎えます。この2つの計画は、お互いに連動、連携しながら、誰もが安心して暮らせる地域福祉の実現を目指すこととしていることから、市と社会福祉協議会が一体となり策定作業に当たることとしております。

災害時に自力での避難が困難な方の支援などを目的とした避難行動要支援者名簿整備事業については、要支援者の誘導や支援活動を迅速かつ的確に行うため、町内会ごとの個別計画の作成に取り組みます。

障がい福祉については、緊急時の相談対応システムの充実を図るほか、重度化した方やご高齢の方、またご両親を亡くされた方でも地域生活を継続できるよう、居住支援のための機能を整備することで、障がい者の皆様の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築してまいります。

来年度に改定時期を迎える第1期横手市子ども・子育て支援事業計画については、アンケート調査により地域の皆様のニーズを把握するとともに、子ども・子育て会議などにおける提案意見を踏まえながら第2期計画の策定に取り組んでまいります。

十文字地域統合小学校の開校に伴う学童保育施設整備事業につきましては、統合小学校開校と同時期の2021年4月の開所を計画しております。将来的な需要動向や保護者の皆様のご意見、また子どもたちの安全・安心な環境整備、学校との連携なども考慮し、来年度は基本設計などに着手いたします。

国の少子化対策に関連した幼児教育の無償化については、今年10月からの実施予定となっており、市においても国の制度施行に合わせて準備を進めてまいります。なお、現段階では未確定な事項も多いことから、来年度当初においては3歳児以上の保育料無償化を前提とした予算として計上しております。

また、来年度から成人健診及び乳幼児健診相談の実施体制を変更いたします。成人健診につきましては、全県的な見直しに合わせ、市全域における実施手法の統一化を図ることにより、市民の皆様がどの地域でも健診を受けられる体制を構築するほか、新たに特定健診と胃がん検診の同日受診を可能とする予約健診制度を導入いたします。今後はさらなる受診率向上を目指し、関係機関と協力しながら安定的かつ継続的な仕組みを確保してまいります。

乳幼児健診相談業務につきましては、少子化や医療環境の変化に対応するため、実施会場をこれまでの4カ所から2カ所に変更するものとなりますが、発育発達段階に合わせた質の高い健診相談システムが維持できるよう、受診者の人数や年齢などに配慮した適切な職員配置を図り、保護者の皆様とともに子どもたちの成長を支援してまいります。

栄養改善事業におきましては、糖尿病・慢性腎臓病重症化予防事業に取り組むほか、高齢者の皆様の栄養状態を改善する虚弱高齢者対策事業を実施いたします。

健康の駅推進事業につきましては、さまざまな測定器具も活用しながら、利用される皆様の身体の状態を見える化することで、参加意欲の向上や継続的な利用につなげるほか、健康の駅サポーターなど市民ボランティアの育成に向けた取り組みを推進し、地域密着型の中規模駅、小規模駅の駅事業の拡充、強化を図ってまいります。

市立病院については、今年度、診療報酬改定から地域包括ケアシステムの構築、働き方改革の実施に至るまで、さまざまな場面において経営判断が求められるほか、県の地域医療構想による2025年にあるべき横手医療圏の医療機能の実現に向け、具体的な調整作業などが本格的に進められております。来年度においては消費税の増税などにより病院事業を取り巻く環境がますます厳しくなるものと想定しており、地域医療を守る自治体病院の役割や機能の高度化を図りつつ、より一層の経営努力が求められることとなります。

そのような中、横手病院では患者さん中心の安心・安全で質の高い急性期医療の影響と地域包括ケアシステムの担い手として具体的な取り組みを進めてまいります。

大森病院については、今年度設立20周年を迎えた健康の丘おおもりの中核として、また地域密着型病院として関係施設との連携強化を図ってまいります。

続きまして、楽しく学び郷土愛あふれるまちづくりについて申し上げます。

近年のテニスブームによるテニス愛好家の裾野の広がりや、市主催の大会が1カ所で開催できない状況を踏まえ、市ではこれまで老朽化が激しいテニスコートの廃止と新たな施設整備に向けた検討を重ねてまいりました。また地域づくり協議会やスポーツ団体などの皆様ともさまざまな視点に基づき協議をきてきており、平成29年9月には地区会議やテニス団体から横手市議会に大森リゾート村改修に関する陳情書が提出され採択されたところであります。こうした経緯なども踏まえ、市では横手市財産経営推進計画において廃止と位置づけている大森公園プールが大規模な修繕なしには使用できなくなっていることから、来年度に解体の上、その跡地及び隣接の駐車場に新たにテニスコートを増設することといたしました。来年度から2カ年をかけ、これまでかなわなかった全県規模の大会開催が可能となる施設として整備したいと考えております。

歴史文化を生かしたまちづくりにつきましては、昨年7月に国の認定をいただきました横手市歴史的風致維持向上計画に基づき、案内板などの規格や設置基準を定めるほか、歴史的風致の紹介映像の作成や、地域で活躍する観光ボランティアガイドの養成など、市の歴史や文化を知っていただくためのさまざまな施策に取り組んでまいります。

同計画とともに市の歴史文化を生かしたまちづくりの両輪と位置づける横手市歴史文化基本構想につきましては、昨年6月に策定委員会を設置し、悉皆調査などの具体事業に着手しております。来年度につきましても、地域住民の皆様にご参加いただきながら、歴史的文化遺産の分布調査を行うまちあるきワークショップを実施するとともに、調査事業の成果に基づき構想の骨子をまとめることとしております。市の歴史文化の本質的な価値を整理しつつ、その価値を市民の皆様と共有することができる構想となるよう、策定に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくりについて申し上げます。

この4月1日より、市内全域の消防団を統合した横手市消防団が新たにスタートいたします。新しい指揮命令系統が確立されることにより、広域における柔軟な消防団活動が可能となり、大規模災害発生

時などにおける対応能力がさらに向上するものと期待しております。

なお、各地域の消防支団においても、地域の実情を考慮した有効な活動ができる体制を構築するため、消防団組織に関する検討委員会において協議を重ねており、来年度については第2次消防団改革計画に基づく大雄地域の施設統合事業を進め、消防団の施設や装備の充実を図ってまいります。

消防分署統合事業につきましては、増田、十文字分署を統合する南分署が今年度末に竣工の予定であり、来年度は雄物川、大森、大雄分署を統合する西分署の本体工事に着手いたします。分署庁舎の整備を確実に進めることで、防災拠点施設の強靱化と機動的な出動体制の確保を図ってまいります。

続きまして、地域資源を生かした活力ある産業のまちづくりについて申し上げます。

平成30年産米につきましては、集落一体となった一斉防除活動や、無人ヘリ、産業用ドローンを活用した薬剤散布が徹底されたことにより、前年に引き続き1等米比率が向上いたしました。また今年度からスタートした新たな米政策による需要に応じた米生産において、横手市が主食用米の作付増加面積日本一となりました。全国的に米の消費が減少する中においても横手産米の引き合いが強くなったものであり、これまで米の品質向上に粘り強く取り組んでいただいた農業者の皆様のご努力に敬意を表したいと思います。一方、来年度については、全国各地からの売り込みによる競争が一層激しさを増すものと推測されます。このようなことから、市では米のさらなる品質向上を図るため、色彩選別機導入補助を初めとするさまざまな支援策を継続してまいります。

ホップの生産振興については、栽培施設や作業機械共同利用設備などの維持を図る助成や、栽培技術の向上支援などを行い、生産者の経営安定化を後押しするほか、新たな生産者の確保、育成に向けた取り組みを強化し、持続可能なホップの里づくりを目指してまいります。

周年農業の拡大や地域雇用を創出する上で重要な品目と位置づけている菌床シイタケにつきましては、県内においても引き続き最重点品目の一つとしており、京浜地区中央卸売市場における年間販売量、販売額、販売単価の全国一を目指し、秋田のシイタケ販売三冠王獲得事業を推進しております。県内一の出荷量のさらなる拡大を目指す本市においても、名実ともに全国のトップブランドとして認知されるよう、県とともに積極的に取り組んでまいります。

県内一の生産量を誇る果樹につきましては、国・県の支援事業に加え、生産力の向上や省力化のための機械などの導入を後押しする果樹産地体質強化推進事業、災害や病害により生産量が減少した樹体の回復のための薬剤購入費の一部を助成する果樹等風害復旧対策事業など市独自の支援策により、産地の維持と体質強化を促進してまいります。

圃場整備につきましては、7地区において事業が実施され、区画整理207ヘクタールと暗渠排水123ヘクタールの整備が予定されているほか、4地区において採択へ向けての調査が開始されることとなっております。

林業振興については、雄物川地域の林道北ノ沢線に加え、新たに横手地域の林道前郷線の整備事業に着手するなど、森林の管理や林産材の搬出に欠かすことのできない路網の整備、再生に努め、生産性の

高い作業システムを構築してまいります。

なお、昨年5月に森林経営管理法が成立し、適切な経営や管理の確保を図るため、新たに森林経営管理制度が創設されました。この制度に基づき民有林の適切な経営管理を促すべく、来年度より順次、山林所有者の皆様の意向調査を開始することとしており、調査後については市への経営管理を希望する山林の境界画定などを行いながら適正な森林管理を実施していくこととなります。

事業に要する財源については、国から譲与が予定されております仮称森林環境譲与税を充てることとなりますが、剰余金につきましては今後の森林整備の財源として積み立てておくこととしております。

商工業の振興につきましては、この3月策定の横手市商工業振興計画に基づき、市内産業の育成支援、若者の地元定着など、さまざまな課題解決に向けた取り組みを強化するとともに、関係団体の皆様と連携しながら市内企業のさらなる成長と雇用の安定化を図ってまいります。

なお、雇用動向については、直近1年間におけるハローワーク横手管内の有効求人倍率が1.4倍を超える高い水準で推移しており、市内企業の人材不足、人手不足が顕在化しております。今後も企業と求職者とのマッチングや人材確保の対策について、県、ハローワークと連携して取り組み、若年者の地元就職につなげてまいります。

商業振興につきましては、後継者不足などにより増加している空き店舗の有効活用を促進し、商工団体や地域の商店街が取り組む地域商業の活性化に向けた活動などについて支援してまいります。さらに新たなビジネスを創出する起業、創業を推進するため、人材発掘、起業相談、資金調達、成長支援などのサポート体制をより一層充実してまいります。

工業振興につきましては、生産性向上特別措置法に基づく先端設備導入などに合わせ、市内製造業者の生産性向上や事業拡大に向けた取り組みを支援してまいります。また地域未来投資促進法に基づく高効率電動モーターコイル製造拠点の整備に関しましては、現在、横手第二工業団地内に新工場を建設中の株式会社アスターと共同事業者の秋田科学工業株式会社が7月の創業開始を目指し着々と準備を進めております。当市への高い経済波及効果が期待される事業の円滑な実施を後押しするため、県と一体となって強力かつ集中的に支援してまいります。

今年4月、株式会社プレステージ・インナーナショナルあきたBPO横手キャンパスが、横手第二工業団地内にオープンの手配であり、当地域に少ない事務系の就業の場拡大により、若者の地元定着が促進されるものと期待しております。今後も自動車関連企業が集積している当市の強みを生かし、県や地元企業などとの連携を図りながら、東海地区、関西地区などへの働きかけを強めるとともに、地理的、気候的な制約が少ないIT、ソフトウェア関連産業の誘致活動につきましても継続して取り組み、さらなる企業進出につなげてまいります。

続きまして、安全で快適な住みよいまちづくりについて申し上げます。

道路などの整備につきましては、交付金事業として幹線道路の改良及び歩道整備、防雪柵など3路線、幹線道路の舗装補修13路線、橋梁点検201カ所、橋梁補修1カ所などを予定しております。

くらしのみちづくり事業においては、地域内幹線道路や生活道路の整備として14路線の改良や舗装補修を予定しており、引き続き誰もが安全・安心に通行できる道路環境の整備に努めてまいります。

実施3年目となります生活インフラ整備加速化事業につきましては、老朽化が進む生活道路を中心に舗装補修工事や消融雪施設の更新など、地域の皆様からの要望に対応した工事などについて計画的に進めてまいります。平成29年7月の大雨により浸水被害が発生した地域のうち、朝日が丘地区、赤坂地区、金沢地区、大鳥公園、十文字地区につきましては今年度調査を実施し、浸水対策の検討を行ったところであり、来年度については大鳥公園において排水路の改修工事に着手し、金沢地区では詳細測量設計を実施いたします。引き続き、朝日が丘、赤坂地区においても計画的に浸水対策を進めるほか、十文字地区においては雨水全体計画の基本方針を検討するとともに、現況の排水ルートの見直しや水路断面の確保などを図り、適正な維持管理に努めてまいります。

横手北スマートインターチェンジにつきましては、事業開始からこれまで今年度末の開通を目標に事業を進めてまいりました。しかしながらNEXCO東日本が発注した本体工事において地下水の対策工事が追加されたことや、平成29年7月に発生した大雨災害の復旧工事が本格化したことなどにより、作業員の確保が困難な状況となったことから工期が延長され、開通目標が8月に変更されております。NEXCO東日本では、4月以降、工程の前倒しを検討するなど一日も早い完成を目指すとのことでありますので、市といたしましても引き続き関係機関との綿密な連携を図りながら開通に向けた取り組みを継続してまいります。

増田地区のまちづくりにつきましては、現在、重伝建築の七日町通りにおいて無電柱化のための共同溝設置工事を実施しております。今後、重伝建築中心部にある下タ堰での推進工事や南側における開削工事が本格化することから、引き続き関係者の皆様と調整を図りながら事業を進めてまいります。

八幡・根岸線につきましては、今年度に引き続き建物調査が実施されることから、県と連携を密にし、着実な事業進捗を図ってまいります。

平成9年度から実施しております三枚橋地区土地区画整理事業については、今年度末で事業進捗率93%となり、事業は最終盤を迎えております。来年度には区画街路や街区公園の整備のほか建物移転補償を進め、事業の完了を目指してまいります。

水道事業につきましては、水道施設等耐震化事業として大雄福祉センターラインなど8カ所を予定しており、引き続き管路の耐震化を計画的に進めてまいります。

また、成瀬ダムの完成に合わせて建設を予定している仮称雄物川浄水場につきましては、来年度から2カ年で基本設計を行うこととしており、安全で安心な水質の確保と災害に強い施設の整備を進めてまいります。

下水道事業につきましては、横手市生活排水処理構想に基づく未普及地域対策として、横手地域の伏山、六ノ口及び三本柳地区、平鹿地域の石成、馬鞍地区の管渠築造工事を継続してまいります。

また、事業の最適化を目指す処理施設統廃合の取り組みといたしまして、大森地域の大森、十日町、

本郷処理区の統合に向けた全体実施計画や地質調査を行うとともに、関係機関との協議を進めてまいります。

地域公共交通につきましては、この3月策定の横手市地域公共交通網形成計画に基づき、地域の皆様の移動手段の確保や公共交通の利用が不便なエリアの解消を図るべく、新たな送迎システムの構築などに取り組むこととしており、来年度については市の西部地区における実証実験の実施について検討してまいります。

横手駅東口第二地区市街地再開発事業につきましては、現在まちづくり研究会において準備組合の来年度設立に向け、建築物の配置などに関する協議や勉強会が行われております。来年度は土地や建物の現況や権利関係の調査などを行う基本設計に基づく事業計画を策定し、2020年度の再開発組合設立を目指すとしております。このたびの再開発に当たりましては、JAを初めとする駅東口地区内の民間事業者などの皆様が主体となり、駅東口の再生に向けた取り組みを進めておりますが、市といたしましても事業区域内には人々が集う空間づくりが必須と判断しており、図書館を核とした公益施設を整備する方針とし、詳細な検討を重ねているところであります。

民間事業者などの皆様が新たに整備する施設やY²ぷらざなど周辺施設などとの相乗効果を図るべく、官民一体となった事業展開を強力に進めることで、駅前地区における人や物の交流が活発化し、にぎわい創出の効果が波及していくものと期待しており、今後も国と県の助成制度を活用しながら準備組合に補助金を交付するなど、さまざまな支援を行ってまいります。

続きまして「みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり」について申し上げます。

地方創生事業として取り組んでおります応援人口拡大事業については、これまでよこてfun通信による横手情報の効果的な全国発信と横手の課題解決に向けた提案や参加者同士の交流を目的とした横手応援市民学校などを開催することで、横手ファンの増加を図ってまいりました。昨年11月末現在では、横手市出身者やゆかりのある方など約8,000人の皆様によこてfun通信を送らせていただいております。横手の魅力や観光物産情報、ふるさと納税のPRなどに関する重要な情報伝達インフラが確立されているところであります。

総務省のモデル事業としてさらなる事業展開を目指した今年度については、農作業現場への参加を読者の皆様に呼びかけ、短い期間ではありましたが全国から6人の方にいぶりがっこづくりにご協力いただきました。実際の農業に触れる機会を創出することにより、将来的には慢性的な労働力不足に悩む現場への支援につながることを期待しているほか、農作物を育てることの大変さなどを直接感じていただくことで、消費者の皆様の農業への理解が進み、横手産品の価値がより一層向上するものと考えております。横手を応援してくださる皆様の力をかりて課題解決の糸口を探っていくことも、よこてfun通信が担う重要な役割であることから、来年度につきましては読者の皆様とのさらなる関係性強化を図る新たな紙面づくりに取り組んでまいります。

加えて、横手応援市民学校の間を活用し、地域課題解決に向けた交流型イベントなどを展開するほか、

より魅力のある横手情報の提供に積極的に取り組み、読者の新規開拓、応援人口の拡大を目指してまいります。

次に、補正予算についてでございます。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。今回の補正は事業費の実績見込みによる減額及び財源の振り替えのほか、国の補正予算（第2号）による増額などが主な内容となっております。補正額は3億1,561万円の減額で、補正後の歳入歳出予算総額は555億700万円であります。

主な増額事業を申し上げますと、プレミアムつき商品券事業735万4,000円、地籍調査事業515万円、農業経営支援事業2,204万2,000円、畜産競争力強化対策整備事業3億9,676万5,000円、農業生産基盤整備事業2億412万2,000円、スマートインターチェンジ設置事業4,360万円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件については、報告案件6件、承認案件1件、条例の制定など条例関係12件、契約締結案件1件、財産貸付案件1件、権利の放棄案件3件、市道路線の廃止認定案件2件、平成30年度一般会計補正予算案など補正議案8件、平成31年度予算の繰り入れ案件2件、平成31年度予算案12件の合計48件でございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして施政方針といたします。

○齋藤光司 議長 暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○齋藤光司 議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎平成31年度教育行政方針に関する説明

○齋藤光司 議長 日程第6、教育長より平成31年度教育行政方針に関する説明を求めます。

教育長。

【伊藤孝俊 教育長登壇】

○伊藤孝俊 教育長 平成31年度横手市議会3月定例会の開会に当たり、平成31年度の教育行政方針についてご説明申し上げます。

初めに、横手市教育委員会は、当市における基本目標の一つである「楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり」の実現に向けて、関係機関との連携を図りながら、学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育むための施策を、2年目を迎える新教育委員会制度による体制で推進してまいります。

以下、その施策として「横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実」、「安全で安心して学べ

る教育環境の整備」、「元気なまちを築く生涯スポーツの促進」、「活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進」、「よこての伝統文化の継承と再発見」の5つの視点から、来年度に取り組む事業の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実についてであります。

グローバル化やA I等の技術の著しい進歩、社会の急激な変化に伴い、小・中学校における教育的課題も高度化、多様化しています。例として外国語教育の指導体制の構築と一層の充実、情報端末機器所持の低年齢化及び所持率の増加によるネット上のトラブル、そこに起因するいじめ、不登校への対策や対応、特別な教育的支援を要する子どもに対するインクルーシブ教育システムの確立、大量退職・採用が見込まれている教職員の資質の向上、若手教職員の育成などが挙げられます。加えて当市は、若年層の人口減少対策という重要課題も抱えております。

このような中で、当市の子どもたちには生きる力となる確かな学力を身につけさせ、豊かでたくましい心、健やかな体を育むとともに、市全体の風土・歴史・文化・産業の魅力を伝えていくことで、ふるさと横手を愛する心を醸成させることが大切と考えております。そのために次の3項目を重点に取り組みを進めてまいります。

教育指導の充実についてが1つ目であります。

その中の言語活動の充実による学力向上について。

学校教育の最重要課題である学力向上のため、来年度も言語活動の充実による学力向上推進事業に取り組んでまいります。子どもたち一人一人が確かな学力として基礎的、基本的な知識、技能を身につけ、豊かで質の高い思考力、判断力、表現力等を培うには、その基盤となる言葉の力の育成が重要です。そこで言語能力の育成に資する学校図書館の有効活用及びN I Eの一層の推進を図るとともに、言語活動の充実による学びの質的向上を目指し、市の指導主事による学校訪問を計画的に実施して、効果的な授業改善につながるよう指導、助言してまいります。

また、本事業に基づく研究を推進するために、来年度は横手南中学校区と横手北中学校区を研究地区に指定しております。このうち横手南中学校区におきましては、11月に研究成果を披露する公開研究会を開催し、その情報を市内小・中学校へ発信することで各校の研究推進に生かすとともに、教職員の資質、能力の向上に役立ててまいります。2020年度には小学校で、2021年度には中学校で全面实施となる次期学習指導要領の趣旨や重点を十分に踏まえ、事業を推進してまいります。

2つ目、横手を学ぶ郷土学についてであります。平成28年度に創設した横手を学ぶ郷土学につきましては、総合テキスト「よこてだいすき」を作成し、翌29年度から全ての小・中学生や教職員に配付して学習に役立てております。テキストを活用した小・中学校の学習実践事例は、教職員用パソコンの共有データベースに蓄積し有効に活用されています。来年度においても、小学校1年生と新しく横手市に赴任した教職員に配付し、教材として活用することで横手を学ぶ郷土学を学習の中に位置づけ、子どもたちのふるさと横手を愛する心を醸成してまいります。

3つ目、次世代ものづくり人材育成についてであります。

次世代人材育成につきましては、小学生職場見学ツアーの継続開催、中学生の職場体験受け入れ事業所の拡大などに取り組み、子どもたちの望ましい勤労観や職業観の育成を図ってまいります。またキャリア教育研修会を継続開催し、小・中学校におけるキャリア教育の充実を図ります。さらに初めての試みとして、中学生が参加する企業説明会開催のために関係機関との連携を進めてまいります。

4つ目、外国語教育国際理解教育推進について。

外国語指導助手を来年度には12名に増員し、全ての中学校と4つの小学校を本務校として配置する計画であります。教員の授業補助のみでなく、授業以外の場においても児童・生徒とのコミュニケーションを築くことにより、外国語学習、国際交流への意欲向上を図ります。

また、市内小学校に兼務校としてALTを派遣し、5、6年生で年間70時間、3、4年生で年間35時間実施する外国語活動を補助いたします。英語の音声や表現の面だけでなく、ALTとの交流の中で異文化理解を促進し、コミュニケーションづくりへの積極的な姿勢を涵養してまいります。

大きな2つ目、不登校適応対策といじめの根絶についてであります。その中の1つ目、不登校適応指導・教育相談についてを申し上げます。

不登校児童・生徒に対しての指導や相談は、平成28年度より醍醐公民館内の南かがやき教室と大雄農業団地センター内の西かがやき教室の2カ所で行っております。悩みを抱える子どもたちや、かかわる保護者、教職員に対する相談活動と、きめ細かな支援をより一層充実させてまいります。

2つ目、いじめ防止対策についてであります。

平成26年度から、横手市いじめ防止等対策モデル事業として、1つの中学校区をモデル推進地区に指定し、いじめ防止に向けた子どもたち主体の活動の充実、地域や家庭とのつながりを重視したボランティアや体験活動の実施、小・中合同での情報モラル教育の推進等を行ってまいりました。来年度は横手北中学校区をモデル推進地区に指定し、地区の特色を生かした事業を展開してまいります。

また、これまで取り組んでまいりましたY8サミットの活動につきましては、平成26年度のY8サミット創快横手市議会において議決された横手市中学生創快宣言をもとに、いじめのない快適な学校生活を送るための生徒会活動の推進、さらに小学校児童会と連携した取り組みを実践してまいります。

大きな3つ目、学校教育の充実についてであります。

その中の1つ目、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進するため、平成30年度に横手市幼少接続推進協議会を設立いたしました。保育所、認定こども園での子どもたちの育ちや学びを小学校入学後の生活や学習に円滑に引き継ぐために、この協議会において保育所、認定こども園、小学校並びに行政の代表が協議し、職員の相互理解の取り組みや連携事業の充実を図ってまいります。そのために教育指導課に教育保育アドバイザーを配置し、あわせて指導主事の専門的見地からの指導、助言も加えて研修を進めてまいります。

2つ目、学校生活サポートの推進についてであります。

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、特別支援教育、日本語指導の非常勤職員を配置し学校生活の支援を行っております。今後も児童・生徒の状況に応じ、安定した学校生活を送ってもらうための支援を行ってまいります。

3つ目、防災・減災まちづくり学習の推進について。

市内3つの中学校では、平成29年度より秋田県防災士会と連携して、自然災害に関する講話や防災マップづくり等の防災教育を進めてまいりました。来年度以降は、残る3中学校においても防災・減災のまちづくりの観点から学習を推進してまいります。

続いて、2つ目の視点、安全で安心して学べる教育環境の整備についてご説明申し上げます。

来年度は、児童・生徒が安全に安心して学べる質の高い教育環境の整備と、学校施設等の適切な配置と管理が行われるよう、次の2項目を重点に引き続き取り組みを進めてまいります。

大きな1つ目、教育環境の整備についてであります。そのうちの1つ目、学校統合計画の推進についてであります。

2021年4月の開校を目指している十文字地域小学校統合事業につきましては、平成30年12月の市議会定例会において学校名を十文字小学校と決定いただきました。実施設計業務の完了後、来年度は建設工事に着手してまいります。また開校準備委員会を設置し、統合による障壁が生まれないよう学校や保護者等と協議を重ねてまいります。

スクールバスの運行等につきましても、準備委員会による慎重な協議を重ねてまいります。

通学路の安全対策につきましては、平成29年度に警察や国・県、市の道路管理者、学校、PTAの代表等々による十文字地域統合小学校通学路等整備連絡会議において、想定徒歩通学路の合同点検と対策の検討を実施いたしました。これを受けて平成30年度には国道13号の十文字地区歩道整備が事業化され、工事に着手しております。また県道野崎・十文字線においても歩道改良工事が引き続き行われております。来年度におきましても、引き続き危険箇所等の把握に努め、安全確保のための迅速な対応を進めてまいります。

2つ目、学校施設の長寿命化対策について。

平成29年度から継続事業として実施中の増田中学校長寿命化改良事業に、来年度も引き続き取り組んでまいります。平成30年度には管理・特別教室棟の工事が完了し、新しい校舎で授業を開始いたしました。来年度は普通教室棟と体育館の改修工事を行います。

また、建築から20年以上が経過し老朽化が進んでいる旭小学校と平鹿中学校につきましては大規模改修を行い、学校施設の長寿命化対策を進めてまいります。

3つ目ですが、小・中学校におけるICT環境の整備についてであります。

平成29年3月に告示された小・中学校の次期学習指導要領で、学習の基盤となる資質・能力と位置づけられた情報活用能力の育成を図るため、必要な環境の整備と情報手段の適切な活用による学習の充実を図ることが求められています。

平成30年度から総務省の公衆無線LAN環境整備支援事業を活用し、学校施設への無線LAN環境の導入を実施しております。これは災害発生時に指定避難所となる学校での情報伝達手段として、防災の観点からWi-Fi通信網の整備を進め、平時には教育現場での利用を可能にするもので、来年度に改修工事が終了する増田中学校への設置をもって完了いたします。また学校へのタブレット端末の導入を進め、インターネットを活用できるプロジェクターなどの大型提示装置についても順次導入を計画しております。

4つ目、通学路の安全確保とスクールバスの適正な管理・運行についてであります。

通学路の安全確保を図り、児童・生徒の事故等を防止するため、警察や国・県、市の道路管理者、学校、PTAの代表者等から成る横手市通学路安全推進会議を設置し、通学路の合同点検や対策の検討を行ってまいりました。来年度もこの合同点検を継続し、対策が必要な箇所を早期に把握し、その改善に取り組んでまいります。

スクールバス運行につきましては、運転手の安全運転意識啓発と車両の定期的な整備を行うとともに、適正管理による円滑な運行を実施してまいります。

大きな2つ目であります。安全で充実した学校給食の提供について。

学校給食センターは、信頼される食の提供のために原材料の入荷から配送までの工程における衛生管理や確認事項を整備した秋田県版HACCPを確実に行之、食中毒菌や異物等の混入による事故防止に努めてまいります。

給食の内容に関しましては、児童・生徒の健康的な食習慣形成のために、栄養バランスや季節感を考慮した献立を作成することはもちろん、小児期からの生活習慣病予防のために減塩献立の日を実施し、保護者に配付する献立表にこの旨を記載するとともに、栄養教諭等が学校を訪問して減塩指導を行い、ふだんの食生活について考える機会を提供しております。

また、横手市産食材に親んでもらうために地場産品の使用に努めるとともに、旬の地元食材1品を全小・中学校で提供する試みも行っております。

今後も、成長期にある児童・生徒の健全な発達のため、衛生管理に十分注意し、安全で健康的なおいしい学校給食を提供してまいります。

続いて、大きい3つ目の視点、元気なまちを築く生涯スポーツの促進についてご説明いたします。

スポーツの推進によって、健康づくりや競技力の向上のみならず、市民の生きがいの創出や青少年の健全育成、さらには仲間づくりやコミュニティの活性化などが期待されます。全ての市民がさまざまな形でスポーツに親しむことができるよう、ニーズに合ったスポーツ教室の開催や、健康で楽しめる生涯スポーツを推進していくために、次の2項目を重点に取り組みを進めてまいります。

そのうちの大きな1つ目、スポーツによる健康づくりについてであります。

昨年度よりスタートした第6期横手市スポーツ推進計画に基づき、チャレンジデーなどに代表される市民参加型事業やスポーツ推進委員会及び一般財団法人横手市体育協会と連携しての市民スポーツ大会

の開催支援などを通して、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ等の普及を図りながら、市民の皆様の運動習慣の定着を目指してまいります。

また、5月には東北楽天ゴールデンイーグルス対千葉ロッテマリーンズのプロ野球イースタンリーグ公式戦が、当市において3年ぶりに開催されることとなりました。このほか企業スポーツチーム等の合宿への支援などを通して、プロスポーツやトップ選手による競技スポーツの観覧機会の創出、選手たちとの触れ合いなどを提供することで、市民がスポーツに関心や興味を持ち、みずからスポーツに親しめるような取り組みを支援してまいります。

大きな2つ目、未来につなぐスポーツ施設の整備についてであります。

スポーツ施設の整備に当たっては、耐用年数が数十年に及ぶことから中長期的な展望に立ち、利用者の展望を捉えて利用価値を高めることが不可欠となってまいります。市では耐用年数が迫る多くのスポーツ施設を抱えており、施設が役割を終えるまでにかかる総費用、ライフサイクルコストと、費用対効果、利用実態などを把握し、利便性や機能性の向上が図られるよう、既存施設の修繕や適切な規模での施設の配置を目指してスポーツ施設の方向性を検討してまいります。

続いて、4つ目の視点、活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進についてであります。

多様で変化の激しい社会に対応するため、市民の皆様のライフステージに応じた学習情報の提供と学習相談体制の充実に力を入れていくとともに、市民一人一人が生涯を通して学び続けることのできる学習環境と、市民、行政が一体となって、ふるさと横手に愛着と誇りを持って磨き合い、未来を開く人づくりの実現を目指して、次の4項目を重点に取り組みを進めてまいります。

そのうちの大きな1つ目、生涯学習の振興について。

多くの市民が学ぶ楽しさを知り、生涯にわたって楽しく学び続けていただくため、各種講座などの情報を的確に発信してまいります。また地域の人材を活用した事業や世代を超えた交流事業などを実施し、満足度の高い学習機会を提供してまいります。

あわせて、子どもたちの豊かな情操と心身の健全な成長のため、地域の特色ある学びやさまざまな体験を提供する子ども教室推進事業や、地域と学校をつなぐコーディネーターの配置拡大を進めてまいります。

また、家庭教育を支える取り組みや体制づくりを支援するため、新たに家庭教育支援チームを発足し、チームで家庭教育に関する学習機会等の提供や相談活動を行い、さらには学校、家庭、地域が連携、協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える地域学校協働本部の設置に向けて、関係機関と協議を進めてまいります。

2つ目、社会教育の推進についてであります。

価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢・人口減少の影響により、地域ネットワークや地域コミュニティの再生が叫ばれる中で、暮らしの根幹にかかわる地域的課題が明らかになっています。こうした課題への対応のため、公民館を地域づくりの拠点として、地域での人材発掘や後継者育成、地域の課

題などをテーマとした事業の実施に引き続き取り組んでまいります。

公民館や生涯学習施設に勤務する職員については、さまざまな地域課題を分析して、解決に向けた方策を検討、実現できる能力を身につけるため、各種研修会等への参加を促し、地域生活を支える地域運営組織の育成に積極的にかかわってまいります。

3つ目、芸術文化の振興について。

市民が芸術文化に親しむ環境をつくるために、市民による芸術文化活動の発表の場を設けるとともに、芸術鑑賞会の開催を継続します。

また、今年5月1日にリニューアルオープンする増田まんが美術館の活用については、関係機関と協議の上、漫画の魅力を活用した子どもの育成や、市民への豊かな学びの提供を目指したプログラムを導入し、事業を展開してまいります。

4つ目、図書館の充実についてであります。

今日の高度な情報社会においては、多くの情報を取捨選択し整理して、短時間での判断を迫られる場面が増えていきます。また年齢や職業を問わず豊かな教養を身につけたいという市民の意欲はますます大きく、かつ幅広い分野にわたっております。そうした市民活動の手助けとなる存在として、図書館に期待される役割は年々増加しつつあります。市民がみずからの考えで行動し、より充実した人生を過ごすために、図書館において多様なニーズに応える読書環境を整え、学習意欲を支援するという使命を達成できるよう、以下の3点について取り組んでまいります。

1つ目、図書館サービスの充実についてであります。市民の求めに応えられる図書の購入はもとより、蔵書に関する情報の積極的な発信やレファレンス機能のわかりやすい周知に努め、学校や地域等との連携を密にしながら図書館資料の利活用促進を図ってまいります。

また、市立図書館6館全体の連携強化、明確な役割分担等特色化により、一体となった図書館サービス体制の構築を一層進めるとともに、庁舎との複合施設としてオープンした増田図書館、平鹿図書館におきましては、地域ならではの特色ある取り組みや複合施設としてのよさを生かしたサービスを展開してまいります。

2つ目、読書活動へのサポートについて。

来年度は、これまでも重点的に取り組んでまいりました横手市子ども読書活動推進計画の第2次計画がスタートする年となります。平成30年度までの5年間におきましては、健康推進課と連携して進めてきた育児に役立つ「0歳からのおすすめ絵本リスト はぐはぐえほん」の配付とその活用の実現、横手市の「中学生が中学生のために選んだおすすめの本100選」の発行など、具体的な成果に結びつけることができました。

第2次計画では、それらの成果を引き継ぐとともに、乳幼児期から読書習慣が身につくよう、子どもの読書活動推進に向け、さらに取り組みを強化してまいります。

また、平成30年度に作成した図書館員が選んだおすすめ本100冊「ヨコワン」をご活用いただくこと

で、読書に親しむきっかけづくりと図書館利用を促進してまいります。

3つ目、学校図書館との連携について。

全ての小・中学校図書館に図書館司書が配置されることで、学校図書館の充実が図られてまいりました。引き続き、学校図書館と市立図書館との合同研修会や団体貸し出しを実施し、司書相互の事業連携や情報共有の充実を図ります。また見学や体験の積極的な受け入れ等、市立図書館が子どもたちの身近なものとなる事業をより一層展開してまいります。

続いて、5つ目の視点、よこての伝統文化の継承と再発見についてご説明申し上げます。

地域の文化的資産につきましては、今年4月から施行される改正文化財保護法において、その価値を尊重した保存と伝承を行いながらも、産業・観光などと一体化した活用を通じて、地域づくりと観光振興に役立てることが想定されております。このことを踏まえ、地域の歴史的・文化的資産の把握と調査を行い、周知と保存活用を進めて、郷土への愛着と誇りを持てる心を育ててまいります。そのために次の2項目を重点に取り組みます。

そのうちの1つ目、文化的資産の保護と活用についてであります。

市内の文化的資産につきましては、市民のご協力に加え、国・県、研究機関との連携を得て情報収集や発見に努めます。価値の高い資産にあつては、文化財指定や登録のための手続を進めます。保存、伝承、活用に向けては、市の関係部署と密接に連携し、歴史文化基本構想の策定や風致維持向上計画事業の実施に取り組みます。

雄物川郷土資料館と後三年合戦金沢資料館では、これまでの常設展示に加えて、より魅力的なテーマで企画展示する特別展を開催いたします。雄物川郷土資料館では、地域の花嫁衣装や着物を展示する衣装展や、夏休みの児童・生徒の要望に応える化石展などを計画しています。

市内小・中学生を対象とした郷土学習「横手を学ぶ郷土学」につきましては、来年度も引き続き新小学1年生への総合テキストの配付及び後三年合戦をわかりやすく学ぶための副教材である「漫画後三年合戦物語」の新5年生への配付を行います。また、これまで横手北小学校で実施してまいりました伝統芸能の育成チーム事業を他校へも拡大してまいります。さらに後三年合戦を題材に、平泉の中尊寺で上演して好評を得ました横手市創作子ども歌舞伎を継続するなど、市の皆様に地域の歴史を身近に感じる機会を提供するとともに、ふるさと横手に誇りと愛着を持てる子どもたちを育ててまいります。

2つ目、埋蔵文化財発掘調査事業についてであります。

平成25年度から第2次5カ年計画といたしまして、金沢柵と伝えられる金沢城跡の発掘調査を実施しており、来年度はその最終年度となります。平成30年度は平成29年度に続き、金沢公園の景正巧名塚周辺において調査を行い、その結果、柵列と想定される柱の列を確認いたしました。来年度は柵列の範囲の特定を目指し調査を実施いたします。

また、来年度は県の圃場整備事業に伴う発掘調査1カ所を予定しており、金沢城跡の調査と並行して進めてまいります。

これらの発掘調査の成果は、市民の皆様はもとより、多くの研究者からも注目されております。現地説明会や後三年合戦シンポジウムなどを開催し、発掘調査の成果をわかりやすく紹介してまいります。

後三年合戦関連を初め多くの遺跡から発掘された多数の遺構、遺物につきましては、庁内の関係各課はもとより県内外の研究機関と連携して有効活用の取り組みを進めてまいります。

終わりになりますが、以上、平成31年度における教育行政推進に関する主要施策につきまして申し述べました。

国内外の情勢は一層厳しく、地域を取り巻く課題も山積しております。当委員会は新しい時代を開いて飛躍し、地域の未来を担う児童・生徒の育成に全力で取り組むとともに、生涯学習、生涯スポーツの推進のほか、地域の文化財資産の再評価と活用など、市民の皆様のご期待と負託に応える教育行政の推進に誠心誠意努めてまいります。

市民の皆様並びに議員各位のご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます、教育行政方針といたします。

○齋藤光司 議長 暫時休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時09分 再開

○齋藤光司 議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第1号～報告第5号の上程、質疑

○齋藤光司 議長 日程第7、報告第1号専決処分の報告についてより、日程第11、報告第5号専決処分の報告についてまでの報告5件を一括議題といたします。

専決処分の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番寿松木議員。

○8番（寿松木孝議員） 専決処分の報告についての質疑なんですが、毎年のように起こる穴ぼこによる車両の破損事故、パンク等の補修費が上程されているわけですが、いずれ昨年から市民から情報を得ながらその補修を早くしていきたいというような形の中の取り組みで通報システムが発動されているかというふうに思います。どの程度その効果があったものなのか、要するにどの程度通報があつて未然に防げたのか、そしてまた同時に防ぎ切れなかった事例がどの程度あつたのか、ここのあたりについてお知らせいただければありがたいと思います。

○齋藤光司 議長 建設部長。

○小原信美 建設部長 お答えさせていただきます。

2月14日までの情報となりますけれども、実は情報システムのほうに提供された情報ですけれども、穴ぼこが8件、倒木が2件、小動物の死骸が1件ございました。これからますます情報のほうは増えてくるものと思われましても、どうしても降雪期間中はこのような情報というのは少ないと思います。今、降雪のほうも落ちついてまいりましたので、これからますます多くなってくるとは考えております。そのほかに、実は建設部のほうでは毎週4班体制でパトロールを行っております。こちらのほうでは15個の穴ぼこを見つけまして、こちらのほうも各地域局のほうへ修理を依頼してございます。

以上でございます。

○齋藤光司 議長 8番寿松木議員。

○8番（寿松木孝議員） いずれ、8件の通報があったということでありますので、ある一定の効果は出てきているのかなというふうに思うわけですけれども、実はその通報されてから修理をするまでのそのタイムラグといいますか、そこの部分が今後の課題になってくる最大の焦点になろうかというふうに思いますが、そのあたりはどのように取り組まれて、どういうシステムをとられているか、そのあたりについても教えていただければありがたいです。

○齋藤光司 議長 建設部長。

○小原信美 建設部長 お答えさせていただきます。

冬場といいますと、どうしても普通の加熱アスファルトでの穴ぼこ補修というのが難しい状況となっております。ということで常温タイプのアスファルトで補修するような状況になりますけれども、そちらですと、どうしても耐久力が弱いということで、またいく可能性は強いです。ただ補修しないとどうしても穴が大きくなってしまいますので、そちらについてはできるだけ常温舗装でもできるようなということで、各地域局のほうと話し合いしてございます。

あとは、情報が来てからということですが、そちらにつきましては基本的に建設部と地域局とが同時にそれを情報が来るような形になってございます。それで地域局のほうへ現場を確認していただきまして、すぐ補修しなければいけないところはすぐ補修してくださいということで地域局にはお願いしてございます。

○齋藤光司 議長 8番寿松木議員。

○8番（寿松木孝議員） 今のやりとりの中で、地域局のほうにやっってくださいというふうをお願いしているという話でしたが、その原材料費含めた予算措置等は十分とられているものかどうか、そして、やはりもちろん今始まったばかりのシステムですので完璧ということはないとは思いますが、今言われたことを考えますと、やはり地域局で即対応するためのそれなりの原材料費なり予算措置がまず必要であろうということが一つ問題になろうかと思えます。それとあわせて、通常気温で固まる余り強度のないアスファルトを使った場合、また壊れる可能性があるというのは、それはみんな承知のとおりだというふうに思われますけれども、そこいら辺も雪が解けた段階でもう一度きちんと見直しして修理をするとか、そういうきちんとした段取りを踏む必要があるかというふうに思われますけれども、そのあたり

について最後お聞きしたいと思います。

○齋藤光司 議長 建設部長。

○小原信美 建設部長 お答えさせていただきます。

予算につきましては、除雪費の一環として除雪費の中で実施しているような状況でございます。それで一旦常温合材でやったところは壊れやすいということで、春になりましたら加熱合材で全て修理はし直してございます。

以上でございます。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

24番土田議員。

○24番(土田百合子議員) 報告4号についてでありますけれども、走行中に市道路肩の側溝の穴を塞いでいた鉄板がはね上がったの車両の燃料タンクに突き刺さって破損させたということで、こういった事故というのは物すごい大きな事故につながるのではないかとこのように心配いたします。そこでありますけれども、その鉄板がはね上がるというところの部分でありますけれども、何か対策等などは考えられるのかお伺いしたいと思います。

○齋藤光司 議長 平鹿地域局長。

○柴田浩美 平鹿地域局長 お答えいたします。

浅舞公園内での交通事故でありましたけれども、当初、道路暗渠に穴があいておりましたので、そこを鋼材で塞いだ上にアスファルト舗装しておりましたけれども、経年劣化の関係でアスファルトがだんだん薄くなりまして、今回のトラックが通行した際にタイヤを巻き上げて燃料タンクのほうへ鋼材が刺さったものでありまして、その後は対策といたしましては、すぐにアスファルトで、またその上を舗装しているというような結果となっております。

以上です。

○齋藤光司 議長 24番土田議員。

○24番(土田百合子議員) やはりこういった事故というのは、本当に大きな事故につながりかねない。想定できるようなことであるとすれば、雪が降る前にしっかりとした対策をとっていただきたいというふうに思いますし、またその鉄板がはね上がるといったところでありまして、今朝倉地域においても、その鉄板の上を上がると動くようなところがございます。大変気になりながら走っているところがございます。そういったところの点においても市全体から見てそういうところもございますので、そういった点検もぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○齋藤光司 議長 建設部長。

○小原信美 建設部長 お答えさせていただきます。

ありがとうございます。いずれ春というか、今、雪消えになりましたら各地域全域を点検させていただいて、異常のあるところは早急に直したいと考えてございます。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第1号より報告第5号までの5件の報告を終わります。

◎報告第6号の上程、質疑

○齋藤光司 議長 日程第12、報告第6号放棄した債権の報告について報告を求めます。

総合政策部長。

○村田清和 総合政策部長 ただいま議案となりました報告第6号放棄した債権の報告についてをご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

本件であります、横手市債権の管理等に関する条例第13条第1項の規定により、市の債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

12ページをごらんいただきたいというふうに思います。

今回放棄しました債権の名称は、前郷墓園管理手数料、行政財産使用料及び奨学金貸付金でございます。

金額、人数、件数、放棄の根拠となる条項につきましては記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第6号の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第13、承認第1号専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

説明を求めます。総合政策部長。

○村田清和 総合政策部長 ただいま議題となりました承認第1号専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

議案書13ページをごらんください。

本件は、1月下旬以降の降雪に対応するため、幹線道路並びに生活道路などの除排雪費の増額補正が必要と判断し、平成31年1月29日付で平成30年度一般会計補正予算（第6号）について専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定に基づき議会へ報告し承認を求めるものでございます。

それでは、予算議案書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ558億2,261万円に定めるものでございます。

内容をご説明いたしますので、補正予算事項別明細書の9ページをお開きください。

歳出といたしまして、8款土木費、2項5目雪対策費に除雪費として4億円を計上しております。これは道路除排雪のための委託費などでございます。

次に、歳入であります。8ページをごらんください。

18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金に同額4億円を措置し収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第14、議案第1号横手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。総合政策部長。

○村田清和 総合政策部長 ただいま議題となりました議案第1号横手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きください。

提案理由でございますが、市の機関に係る申請、届け出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めるための条例を制定しようとするものであり、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案書16ページをお開き願います。

第1条では、目的として、市の手続に関してインターネットなどのオンライン利用を促進し、市民の利便性向上と業務の簡素化及び効率化を図る旨を、第2条では、用語の定義を定めております。

17ページから19ページにかかりますが、第3条から第6条では、オンライン化を可能にするために書面、署名、押印などを電子的に代替できる旨を、第7条では、利用の状況を公表することを定めております。

続いて、20ページをごらんください。

第8条では、施行において必要な事項は規則に定めるとしております。

附則では、施行日を平成31年4月1日とすること、関連条例として横手市行政手続条例第33条におい

て文書に加え、電磁的記録も対象とする旨、改正しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第15、議案第2号横手市森林環境基金条例を議題といたします。

説明を求めます。農林部長。

○柿崎浩之 農林部長 ただいま議題となりました議案第2号横手市森林環境基金条例についてご説明いたします。

議案書の22ページをお開き願います。

本案は、森林管理を着実に実施し、効率的かつ安定的な林業経営を実現するため、条例を制定いたしたく、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

続いて、23ページをお開き願います。

条例の本文中、第1条では横手市森林環境基金の設置について、第2条は基金の積み立てについて、第3条では基金に属する現金の管理について、第4条では基金の運用から生ずる収益の処理について定めてございます。第5条では、基金に属する現金の繰り替えの運用について、第6条では各種取り組みにかかわる使途など基金の処分について定めてございます。

続いて、24ページをごらんください。

第7条では、この条例に定める以外の必要事項の委任について定めてございます。

また、附則としまして施行日を平成31年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番青山議員。

○5番（青山豊議員） 新制度が始まるのに伴っての基金条例ということで、これを使っているいろいろやられていくわけだと思いますけれども、昨年から今年にかけて研修会でいろいろお話を伺った中で、この制度というか、譲与税は全国一律に譲与されるということでもあります。ですので森林面積の小さい都市部との連携が必要だというようなお話がありました。初年度ですから、今の段階でなかなか具体的などうこうということにはならないと思いますが、今後の展開において都市部との連携ということは、今、必要だと思っていらっしゃるかどうかということをお伺いします。

○齋藤光司 議長 農林部長。

○柿崎浩之 農林部長 お答えいたします。

まず、来年度につきましては調査関係が中心となると、そういうふうに理解しておりますが、いずれ調査だけでなくて施業、それから都市部との交流も必要になってくると考えています。

○齋藤光司 議長 5番青山議員。

○5番（青山豊議員） 例えば友好都市の厚木ですね、これも今いろんな交流をしているわけですが、研修会の中の資料では、厚木も森林面積の小さい都市部の中に上げられておりましたので、初年度、来年度はいろいろ調査とかそういう部分で費やすかとは思いますが、そういったことも視野に入れながら、厚木といろいろ話し合いをしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第16、議案第3号横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○三浦淳 総務部長 ただいま議題となりました議案第3号横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の25ページをごらんいただきたいと思います。

本案でございますが、国家公務員における超過勤務命令の上限の設定に準じまして、正規の勤務時間以外の勤務に関し、必要な事項を定めるため現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会への議決をお願いするものでございます。

続く26ページをごらんいただきたいと思います。

本条例の改正につきましては、第8条の職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務について、第3項に、前項に掲げるもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めることを追加しようとするものでございます。

国では、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が昨年7月に交付されまして、このうち労働基準法の改正により時間外勤務に上限規制が設けられたことから、国家公務員に倣いまして横手市においても規則に勤務時間の上限等を定めようとするものでございます。

附則においては、この条例の施行期日を平成31年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第17、議案第4号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐越和之 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第4号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお開き願います。

提案理由であります。本案は横手市児童館1館を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

内容を説明いたしますので、28、29ページをお開きください。

今回の改正の内容であります。横手市児童館設置条例第2条において、児童館の名称、位置を定める表中から、横手市大森町字長助巻192番地に設置する本郷児童館に関する名称、位置の文言の表記を削り廃止しようとするものでございます。

同児童館につきましては、平成28年度から指定管理者となっております横手市大森町本郷自治会から払い下げの申請があり、協議の上、払い下げを行うこととしたことにより児童館を廃止しようとするものでございます。

附則では、改正後の条例の施行を平成31年4月1日とすることを定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第18、議案第5号横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐越和之 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第5号横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きください。

提案理由であります。本案は関連する国の施行規則の改正に伴い、施設型給付費等に関する支給認定証について任意交付を行うため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

内容を説明いたしますので、30ページ、31ページをお開きください。

今回の改正の内容であります。改正前と改正後の表中、受給資格等の確認について定める第8条の中において、支給認定証の取り扱いについて保護者からの申請に基づく任意交付にすること、また支給認定証にかえて交付する決定通知書により同じように対応が可能となるよう、文言の追加をする改正を行うものでございます。

31ページ、附則では改正後の施行を平成31年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第19、議案第6号横手市農業経営安定化対策資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。農林部長。

○柿崎浩之 農林部長 ただいま議題となりました議案第6号横手市農業経営安定化対策資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の32ページをお開き願います。

本案は、融資あっせんの貸付限度額の上限の引き上げ等を行うため、現行条例の一部を改正いたしたく、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、33ページをお開き願います。

表中の記載の下線の箇所にかかわる内容を改正しようとするものでございます。

初めに、第4条第1号における「生産調整に協力し、」の箇所を削除するものでございます。

次に、第5条2項においては、融資あっせんの貸付限度額を「600万円」から「1,500万円」に改正しようとするものでございます。

続いて、34ページをごらんください。

附則第1項では、施行日を平成31年4月1日とし、第2項では、この条例の施行前に決定した融資あっせんについては改正前の内容によるものと定めているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第20、議案第7号横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○小原信美 建設部長 ただいま議題となりました議案第7号横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書の35ページをお開き願います。

提案理由であります。建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正したので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の内容ですが、36ページから45ページ前半となりますが、建築基準法の規定による認可、許可及び承認の申請に関する審査にかかる手数料について定めております別表第1、第2、第4から第7に關しまして、建築基準法の一部改正により条項ずれが生じたことに伴い、各別表中の「法第87条の2」を「法第87条の4」に改正しようとするものでございます。

次に、39ページをごらんください。

別表第4の8項について、法第48条に新たに特例の許可申請が追加されることに伴い、新たに手数料を2カ所定め、あわせて文言の改正をしようとするものです。

40ページをごらんください。

同じく11項と12項について、法第53条第5項に新たに許可申請が追加され、条項ずれが生じたことに伴い改正しようとするものでございます。

40ページ下段から41ページをごらんください。

35項、36項について、法第87条の3の規定により、既存建築物の一時的な利用に伴い用途を変更する場合の許可申請を追加し、文言を改正しようとするものです。

41ページ下段から44ページをごらんください。

46項について、法第87条の2の規定により、既存建築物の用途変更を行う際に用途変更対象以外部分の法適用を緩和する認定が追加されたことにより、改正をしようとするものでございます。

附則では、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行することを定めてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第21、議案第8号横手市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。まちづくり推進部長。

○加賀谷秀昭 まちづくり推進部長 ただいま議題となりました議案第8号横手市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の47ページをごらんください。

本案は、横手市大森公園プールを廃止するため、現行条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

大森公園プールにつきましては、主に地域内の保育園児や小学生を中心に利用していただいておりますが、施設の老朽化が著しく、主要設備のふぐあいにより来年度から使用できない状態となっております。一方、隣接するテニスコートについては、その立地環境により幅広い年代の方々から利用され、現状の4面では施設規模が不足しており、市内中学校の大会運営などに苦労している状況です。

横手市スポーツ推進計画では、市内の老朽化が著しいテニスコートの廃止に向けた準備を進めるとともに、新たな施設整備を目指すこと、またプールにおいては利用の機会を確保することを目指すとしており、テニスコート利用者のニーズ把握と整備についてこれまで検討を進めてきたところですが、おとし、大森地域の団体と市内テニス団体から大森リゾート村改修に関する陳情書が提出され、平成29年9月議会において願意妥当として採択されたこともあり、テニスコート整備の方向性を各方面のご意見を聞きながら具体的に検討してまいったところでございます。その結果、今般、大森プールを解体し、その跡地を含む周辺に新たなテニスコート8面と、エリアに不足している駐車場を整備する方針としたものでございます。

内容についてご説明申し上げますので、48ページから49ページをごらん願います。

横手市都市公園条例の一部改正として、別表第1中、大森公園プールに係る部分及び別表第2中、大森公園プールの使用料に係る部分を削除するものであります。

附則では、条例の施行日を平成31年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番奥山議員。

○7番（奥山豊和議員） 午前中の市長の施政方針でも触れられておりましたし、今の部長のご説明でテニスコートを拡充したいというためだという理由は承っておるわけですが、私たちが昨年の議会報告会において、やはり関係の方々から、あそこどうなっているんだというお問い合わせはやはりいただいておりますので、そういう流れは承知をしております。

ただ、それはおいておいて、プールについてお聞きしますけれども、FM計画では、まず33年度廃止ということにされております。昨年8月に我々に対して施設展望という形で出された際には、今後の横手市のプールはどうするんだという話で3つ、大鳥公園、B&G、大森プール、全部を廃止して新しいものを建てるか、またはB&Gを改修するか、または3つとも全て廃止をして、市民の方々には民間ないし小・中学校のプールを活用してもらうという3つの案を示した上で、B&Gを改修する方向性がちょっとランク的に高いのかなという、決定事項ではないでしょうが、そういうニュアンスでお話をされました。

やはり、大森公園のプールが廃止されることによって市営のプールはなくなるわけです。廃止条例を出すのであれば、じゃその方針はどうかということはやっぱり決まった上で、きちっとそれを同じタイミングできちっと市民の方々に説明をする責務があると思いますが、プールの方針について決定していることをお知らせいただきたいと思います。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○村田清和 総合政策部長 議員おっしゃるとおり、昨年こちらから施設展望という形でお話し申し上げた際に、プールにつきましては来年度31年度中にその方向性を決定するということを考えているというふうに申し上げたところでございます。現時点では、まだそれ以上のところの内容は決定しているところはありませんが、ただ今回の大森公園プールにつきましては、施設が壊れなければ33年まで何とかいけたかというふうに思うんですけども、今回大規模改修しない限り来年度からは使えないという状況になったところ、そしてテニスコートを拡充したいというような話があったところで、今回のような提案になったところでございます。プールに関しましては、来年度中に決めたいというところは心づもりはしておりますので、そのようにご理解願えればというふうに思います。

○齋藤光司 議長 7番奥山議員。

○7番（奥山豊和議員） 12月議会のやっぱりスキー場と同様で、FM計画を進め、市民の理解を得ながら進めていく上で、やはりやめるのであれば代替案をきちっと、こういう形でいきたいけれどもどうでしょうかという手続って私は鉄則だと思います。来年度中決めるとおっしゃいますが、だから廃止条例出すのであれば、繰り返しになりますがワンセットでそこもお示しいただかないといけないと思いますが、1年かけてお話しになるんでしょうけれども、そこら辺をきちっとやっぱりテニスの方々はいよいよ動き出すなというふうに喜んでいらっしゃると思うんですが、プール利用者のことをどう見てこういうものを提案しているんですかということですね。

プールに関しては、まず施設展望の中で財政シミュレーションも踏まえてこういう形でという想定を

されておりますけれども、テニスコートに関しては、全くこれ想定をされていないわけです。事業費の見込みというのはどれぐらいを考えていてこういう提案をされているのでしょうか。

○齋藤光司 議長 まちづくり推進部長。

○加賀谷秀昭 まちづくり推進部長 大森テニスコートの整備事業の総額ですけれども、現段階では約4億円ほどを想定してございます。また先ほど議員のお尋ねのプールの使用についての部分でございしますが、27年の10月にFM計画でプールの廃止の方向性が示された段階で、大森地域局におきましては地域づくり協議会の中でそのプール跡地へテニスコートを整備してほしいという議論がその当時からなされておきまして、地域の方々においては、プールよりもテニスコートの整備をお願いしたいというふうな願意もございましたので、あわせて申し述べさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第22、議案第9号横手市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○栗田律子 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第9号横手市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の51ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

これまで、地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管事務であり、ほかに移管できない事務とされておりましたが、今回の法律改正により、条例に定めることで地方公共団体の長ができることになりましたので、横手市の市長の事務部局においても文化財保護の事務を管理執行できるよう改めようとするものでございます。

続きまして、52ページをごらんいただきたいと思います。

改正の内容ですが、市長が管理執行する事務について規定しております条例第2条第2号の括弧書きの中について、文化財の保護に関するものを次号に掲げるものに改め、第3号として文化財の保護に関するものを追加するものです。

なお、附則第1項では、施行期日を法令の施行日に合わせ平成31年4月1日からと定めております。
53ページをお願いいたします。

附則の第2項では、本条例改正とあわせて横手市行政組織条例等の一部を改正する条例の改正を行うこととしており、横手市行政組織条例第2条第3号に規定しておりますまちづくり推進部の分掌事務の
エについても、括弧書きの中について文化財の保護に関するものを次号に掲げるものに改め、オとして
「文化財の保護に関すること」を追加することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第23、議案第10号横手市石坂洋次郎文学記念館設置条例の一部を改正する条例を
議題といたします。

説明を求めます。まちづくり推進部長。

○加賀谷秀昭 まちづくり推進部長 議案第10号横手市石坂洋次郎文学記念館設置条例の一部を改正する
条例について説明申し上げます。

議案書の55ページをごらんください。

本案は、平成31年度組織再編に伴い、石坂洋次郎文学記念館を管理する生涯学習課が教育委員会の所
属となることから、石坂洋次郎文学記念館施設運営協議会の委員を教育委員会が委嘱することとするた
め、現行条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしよ
うとするものでございます。

内容についてご説明申し上げますので、56ページをごらんください。

第12条第2項中の「市長」の部分「教育委員会」に改めるものでございます。

附則では、条例の施行日を平成31年4月1日からと定めるほか、経過措置として、この条例の施行の
際、現に改正前の条例の規定により委嘱されている委員は、改正後の条例の相当規定により委嘱され
たものとみなすことなどを規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第24、議案第11号横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○池田智 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第11号横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の58ページをお開き願います。

提案理由であります。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令等の施行に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明申し上げますので、59ページのほうをお開き願います。

布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準につきましては、その要件といたしまして、大学、短期大学、高等学校等の卒業等の規定が条例で定められております。今般の学校教育法の改正において、専門職業人の養成を目的とする専門職大学が創設されることとなりましたが、この大学の前期課程を修了した者は短期大学を卒業した者に相当することとなるため、短期大学卒業には専門職大学の前期終了者が含まれる旨を条例第3条及び第4条に明記するものでございます。

また、技術士法施行規則の改正によりまして、現在の技術士第2次試験の専門科目について大きくくり化されることとなりました。それに伴いまして、上下水道部門につきましても選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されることとなったため、条例第3条第8号において「水道環境」の部分を削除するものでございます。

また、附則では施行日を平成31年4月1日としており、経過措置として条例施行日前に水道環境を選択し合格した者で1年以上水道に関する技術上の実務に従事した者は、布設工事監督者の資格を有すること、また第3条の規定は条例施行日以後の水道の布設工事について適用し、同日前に施工する工事につきましても従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第25、議案第12号横手市市営温泉施設財政調整基金条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。大森地域局長。

○伊藤勝 大森地域局長 ただいま議題となりました議案第12号横手市市営温泉施設財政調整基金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案書の63ページをごらん願います。

本案は、横手市大森林業者等休養福祉施設さくら荘財政調整基金を廃止するため、現行条例を廃止したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものです。

この基金ですが、現在残高も23万円ほどと少額であり、近年は運営経費の不足分を一般会計からの繰出金によって補っていること、また、ほかの2つの市営温泉施設であるゆっふるやゆとりおん大雄に基金がない状況に鑑みましても、新たに積み立てを行う合理的理由もなく、その役目を終えたと考えられるため、本条例を廃止しようとするものです。

64ページをごらん願います。

条文は、横手市市営温泉施設財政調整基金条例を廃止するとしております。

附則として、条例の施行日を平成31年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第26、議案第13号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。総合政策部長。

○村田清和 総合政策部長 ただいま議題となりました議案第13号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

議案書65ページをお開き願います。

本案は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

内容ですが、工事名は、旧阿気小・旧大雄子どもセンター解体工事。

工事場所は、横手市大雄字木戸口地内。

契約の方法は、条件つき一般競争入札。

契約金額は、1億8,576万円となっております。

契約の相手方ですが、横手市雄物川町薄井字下開344番地、株式会社吉田建設、代表取締役吉田博行氏でございます。

工事の概要ですが、学校統合により閉校となっている旧阿気小学校の教室棟、管理棟、体育館棟及び隣接しております旧大雄子どもセンターについて、一体的に解体工事を実施するものであります。

なお、入札参加者数は3社、予定価格は1億8,840万円、落札率は98.6%となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第27、議案第14号財産の無償貸付け及び減額貸付けについてを議題といたします。説明を求めます。総合政策部長。

○村田清和 総合政策部長 ただいま議題となりました議案第14号財産の無償貸付け及び減額貸付けについてをご説明申し上げます。

議案書の66ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。内容につきましては、貸し付けする財産について。

建物名称、旧金沢中学校。

建物面積、2,463.85平方メートル。

土地所在地は、横手市金沢中野字根小屋84番地。

土地面積は、7,227.56平方メートルであります。

貸し付けの相手方は、横手市安本字南御所野10番地18。

横手精工株式会社、代表取締役佐々木又英氏であります。

貸付料の額は、建物は無償とし、土地は横手市普通財産貸付料算定基準により算出した額の2分の1の額とするものでございます。

67ページをごらんください。

貸付料を無償及び減額する理由でございますが、当該企業に対しましては平成28年12月議会におきまして、市の空き公共施設の地域活性化利活用事業として今回と同趣旨の内容で議決いただいたところでございます。この3月で貸付契約が満了となりますが、当該企業より引き続き支援を願いたい旨の要望がございました。市といたしましては、植物工場事業の導入により、新規雇用が見込みどおりに実施されていることや、試験的に行っている事業などにより市の産業振興及び雇用創出につながるものとの考

えにより、支援の継続を判断いたしましたところでございます。

貸し付けの期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第28、議案第15号権利の放棄についてを議題といたします。

説明を求めます。総合政策部長。

○村田清和 総合政策部長 ただいま議題となりました議案第15号権利の放棄についてをご説明申し上げます。

議案書68ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本案内容は、次のとおり権利を放棄しようとするものでございます。

権利の内容は、土地地上権契約書に定める学校林の収益に関する権利。

相手方は、横手市雄物川町二井山字二井山16番地、二井山部落委員会、委員長大塚浩氏であります。

放棄する額は、学校林の分収割合に相当する立木評価額211万1,000円。

放棄の理由につきましては、収益を二井山地区の学校施設整備に充当するという当初の目的を達成できないこと及び相手方委員会からも契約解除の要望書が出されていることによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時20分といたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○齋藤光司 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第29、議案第16号権利の放棄についてを議題といたします。

説明を求めます。総合政策部長。

○村田清和 総合政策部長 ただいま議題となりました議案第16号権利の放棄についてをご説明申し上げます。

議案書69ページをお開きください。

本案は、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本案内容につきましては、次のとおり権利を放棄しようとするものでございます。

権利の内容は、土地地上権契約書に定める学校林の収益に関する権利。

相手方は、横手市雄物川町二井山字二井山16番地、二井山部落委員会、委員長大塚浩氏であります。

放棄する額は、学校林の分収割合に相当する立木評価額382万円。

放棄の理由につきましては、収益を二井山地区の学校施設整備に充当するという当初の目的を達成できないこと及び相手方委員会からも契約解除の要望書が出されていることによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第30、議案第17号権利の放棄についてを議題といたします。

説明を求めます。総合政策部長。

○村田清和 総合政策部長 ただいま議題となりました議案第17号権利の放棄についてをご説明申し上げます。

議案書70ページをお開きください。

本案は、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本案内容につきましては、次のとおり権利を放棄しようとするものでございます。

権利の内容は、雄物川町大沢地区財産区の財産に関する双務契約書に定める学校林の収益に関する権利。

相手方は、横手市雄物川町大沢字盲沢6番地24、大沢部落会、会長中川隆一氏であります。

放棄する額は、学校林の分収割合に相当する立木評価額1,104万9,000円。

放棄の理由につきましては、収益を大沢地区の学校施設整備に充当するという当初の目的を達成できないこと及び相手方部落会からも契約解除の要望書が出されていることによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第31、議案第18号市道路線の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○小原信美 建設部長 ただいま議題となりました議案第18号市道路線の廃止についてご説明いたしますので、議案書の71ページをごらん願います。

提案理由であります。道路法第10条3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

72ページをごらんください。

廃止する路線は全部で17路線でございます。

廃止の理由につきましては、上段、清水町村中2号線から6段目の清水町3号線までの6路線が清水町地区圃場整備、下から4段目の四ッ屋平鹿堰線から73ページ、上から4段目の竹原横手境線まで、及び下から2段目、竹原西線の9路線が下郷地区の圃場整備実施に伴うもので、一旦廃止し、改めて市道認定を行うものです。下から3段目の野中中小路につきましては、周辺地域における土地利用上の変化などによる廃止。下段の西下2号線は、開発行為に伴い道路終点が変わることから一旦廃止し、改めて認定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第32、議案第19号市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○小原信美 建設部長 ただいま議題となりました議案第19号市道路線の認定についてご説明いたしますので、議案書の74ページをごらん願います。

提案理由であります。道路法第8条2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございま

す。

75ページをごらんください。

認定する路線は全部で19路線でございます。

認定の理由につきましては、八幡上長田4号線、2段目の八幡上長田5号線、6段目の猪岡山神下3号線、7段目の谷地添5号線の4路線が横手地域、76ページ、2段目、縫殿東1号線が増田地域、下から3段目、西下7号線から下段の曙町2号線までの3路線が十文字地域の開発行為による道路新設などに伴う認定でございます。

次に、75ページ、3段目の三枚橋11号線から5段目の三枚橋13号線までの3路線が三枚橋地区土地区画整理事業の区画街路築造に伴う認定でございます。同ページ、下から3段目の鳥海見1号線から76ページ、1段目の清水町村中2号線までの4路線が清水町地区、同じく4段目の真角竹原1号線から6段目の四ッ屋東野田尻線までの3路線が下郷地区の圃場整備実施によるもので、整備後に合わせ認定するものでございます。同ページ、上から3段目の中七日町通り線につきましては、街なみ環境事業の無電柱化工事で、県道に設置した共同溝について市が管理を行っていくため、県道と重複して市道認定をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第33、議案第20号平成30年度横手市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

説明を求めます。総合政策部長。

○村田清和 総合政策部長 ただいま議題となりました議案第20号平成30年度横手市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,561万円を減額いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ555億700万円に定めようとするものでございます。

第2条、継続費の補正であります。6ページをごらんください。

第2表、継続費補正のとおり、旧環境保全センター解体事業について、契約内容に伴い総額及び年割額を変更しようとするものでございます。

第3条、繰越明許費であります、7ページから8ページをごらんください。

第3表、繰越明許費のとおり、プレミアムつき商品券事業など27事業について繰越明許費を設定するものでございます。

第4条、債務負担行為の補正であります、9ページをごらんください。

第4表、債務負担行為補正のとおり、平成30年度横手市増田まんが術館オープニングイベント関連業務委託について追加するものでございます。

第5条、地方債の補正であります、10ページから13ページをごらんください。

第5表、地方債補正のとおり、県営ため池等整備事業を追加し、公文書館整備事業など42事業について発行限度額を変更し、障がい者支援施設管理費など6事業について廃止しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

今回の補正では、歳出全般にわたる事業費の実績見込みによる減額及び財源の組み替えのほか、国の補正（第2号）に伴う増額などを行っております。

初めに、歳出の主な内容についてご説明申し上げますので、30ページをごらんください。

2款総務費、1項6目財産管理費では、財政経営推進計画実施事業を1億5,416万5,000円減額しております。このうち1億5,059万3,000円については、旧阿気小学校、旧大雄子どもセンターの解体事業分の減額となります。これは解体工事に8カ月の工期を要することが判明したため、今年度設計を実施し、来年度改めて解体工事を実施しようとするもので、12月議会におきまして債務負担行為を設定し、今議会で契約議案を提案しております。

同じく、7目企画費では、プレミアムつき商品券事業事務費として735万4,000円を計上しております。消費税率引き上げに伴う経済対策として、低所得者及び子育て世帯に対し割引率20%のプレミアムつき商品券を発行販売する事業で、国の補正予算によるものであります。あわせて繰越明許費を設定いたします。

31ページをごらんください。

同じく2項3目地籍調査費では、地籍調査事業として515万円を計上しております。これは国の補正予算（第2号）に伴う事業の前倒しによる増額補正でございます。

34ページをごらんください。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費では、児童扶養手当給付費に392万7,000円を増額し、あわせて繰越明許費を設定しております。児童扶養手当については、来年度途中から給付期間が現行の4カ月に1回から2カ月に1回に変更になります。関連するシステム改修費については、今年度地方財政措置がなされておりますが、実際の改修は来年度になることによるものです。

35ページから36ページにかかりますが、4款衛生費、2項2目塵芥処理費では、旧環境保全センター解体事業で2,157万円を減額しております。これは工事費が確定したことに伴い事業費を減額し、継続

費の年割額を変更するものでございます。

37ページをごらんください。

6款農林水産業費、2項3目農業振興費では、農業経営支援事業として2,204万2,000円を計上しております。これは平成30年度の事業の実績によります減額分と、国の補正予算（第2号）による担い手確保と経営強化支援のため、農業機械の購入等に関する補助を実施するものでございます。

続いて、38ページをごらんください。

同じく6目畜産振興費の畜産競争力強化対策整備事業、8目農地費の農業生産基盤整備事業では、国の補正予算（第2号）により事業費を増額しております。

40ページをごらんください。

8款土木費、2項3目道路新設改良費では、スマートインターチェンジ設置事業について4,360万円を増額し、あわせて繰越明許費を設定しております。NEXCO東日本発注工事の増額による負担金の増や、歩道へのロードヒーティングの追加など工事費の増分により増額しております。

44ページをごらんください。

10款教育費では、実績見込みによる減額補正がほとんどであります。2項1目学校管理費の小学校管理費、3項1目学校管理費の中学校管理費等において、燃料費、光熱水費の増により需用費を増額しております。

続いて、歳入でございますが、前に戻りまして16ページをごらんください。

各款ごとの歳入は総括表のとおりでございますが、12款分担金及び負担金では1,532万9,000円を減額しております。これは母子生活支援施設入所費負担金や保育所入所児童保護者負担金などの実績見込みによる補正でございます。

14款国庫支出金では1億4,134万7,000円を減額しております。子ども・子育て支援交付金や社会資本整備総合交付金などの実績見込みによる補正でございます。

15款県支出金では2億8,029万3,000円を増額しております。実績見込みによる補正のほか国の補正（第2号）に関連する補助金などを増額しております。

20款諸収入では4,186万5,000円を計上しております。これは公共温泉施設に対する貸付金の精算に伴う元金の収入や、後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に伴う過年度収入などがございます。

21款市債では3億4,330万円を減額しております。これは国の補正予算事業の財源として公共事業等債を増額したほか、過疎対策事業債などの市債に係る事業費の精算や決算見込みによる減額を行っております。

戻りまして、18款繰入金では、財政調整基金から繰入額を1億1,858万1,000円減額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番加藤議員。

○6番（加藤勝義議員） 第4表の債務負担について、ちょっとお伺いいたしますが、増田まんが美術館のオープニングイベントの関連業務ということで債務負担になっております。皆さんご存じのとおり、4月20日にプレオープンする、5月1日グランドオープンするという中で、このオープニングイベントの業務委託の債務負担、例えばこの3月定例会が最終日が3月20日であります。4月20日にプレオープンするわけです。今これを補正の中で債務負担をやっても、果たして1カ月弱の中でこの準備は間に合うかどうか。業務委託だろうと思うんですが業務委託もかなりあるんじゃないかと、項目についてですね。例えば31年度の当初に書いているやつは債務負担ですから、ウェブ広告であったりテレビCMだったり、いろいろ招集関係者の案内とかいろいろあると思うんですが、これって間に合うんですか。

○齋藤光司 議長 まちづくり推進部長。

○加賀谷秀昭 まちづくり推進部長 債務負担行為の時期の問題ですけれども、いずれ議決が終わりましたら、加藤議員おっしゃるとおり委託契約等々を進めて早速準備に入りたいということでの今回の債務負担行為の補正でございます。業務内容につきましてはそれぞれあるんですけれども、今年度事業で行っている部分も9月補正でいただいてやっている部分もありますので、それとあわせてこちらの委託業務もございますので、4月20日のプレオープンの式典等々、それから5月1日のグラウンドオープンの業務等については間に合うというふうに考えております。

○齋藤光司 議長 6番加藤議員。

○6番（加藤勝義議員） 横手市民も我々もそうですが、大変期待をしておるまんが美術館であります。全国発信をすると。これはやはり日本一、世界一の原画ということで力を入れているわけです。その中で今こうやって繰り越し、3月20日以降、この定例会終わった後に契約をしなくちゃいけない。当然、契約の時期はあるでしょう。今30年度、事前にやっているものはあるはずなんですが、ただメーンの発信する期間もあるし、今こうやって債務負担する前、12月で大量に予算化してやったほうが職員の人もよかったのかなと思って心配しているところであります。

ぜひ、今こうやって債務負担になりましたので、事前着工はぜひ気をつけていただきたいと思いき、ただ反面、準備等々しっかりやっていただきたいというふうに思っていますので、一般的に考えますと期間がない、恐らく厳しいんじゃないかなという思いもあります。何とかそこら辺間に合うように執行できるように準備をしていただきたいと思いき、もう一度お願いします。

○齋藤光司 議長 まちづくり推進部長。

○加賀谷秀昭 まちづくり推進部長 事前PRに係る部分については、昨年の9月議会の際にウェブの作成であるとか、それからいろんなPR戦略に基づく事前PRの部分については予算議決をいただいておりまして、現在その作業を進めております。今回ここで債務負担を行う部分については、4月20日のプレオープンの式典、それから5月1日から6日までのグランドオープン期間のいろんなイベントの部分でございますので、議員おっしゃるとおり事前告知については十分進めていきたいと思っておりますの

で、きっちり進めていきたいというふうに思っております。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第34、議案第21号平成30年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○佐藤均 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第21号平成30年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算議案書の1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億4,424万5,000円に改めようとするものです。

初めに、歳出についてご説明いたしますので、議案書の9ページをごらんください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分に1,000円、同じく2目退職被保険者等医療給付費分に1,000円を計上しております。これは県から提示された国保事業費納付金の総額に合わせて当初予算に計上していましたが、予算の執行に当たり、当該項目ごとに1,000円未満の端数が生じていたことによるものです。

続いて、10ページをごらんください。

同じく3項1目介護納付金分に1,000円を計上しております。これは先ほどご説明いたしました一般医療費給付費分及び退職医療費給付費分と同様の理由によるものでございます。

次に、中段、9款諸支出金、1項6目療養給付費等負担金償還金に53万3,000円の減額を計上しております。これは実績及び償還金の見込みによるものでございます。

次に、下段、2項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金に32万5,000円を増額しております。これは国保直営診療施設でございます市立大森病院において実施しております健康管理事業にかかる経費となっております。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、8ページをごらんください。

4款県支出金、1項県補助金、2目保健給付費等交付金に32万6,000円を計上しております。これは歳出でご説明いたしました市立大森病院への繰り出しに対する特別調整交付金となっております。

次に、下段、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に53万1,000円の減額を計上しております。これは実績見込みにより保険基盤安定繰入金を365万8,000円減額し、財政安定化支援事業繰

入金を312万7,000円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第35、議案第22号平成30年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○佐藤均 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第22号平成30年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算議案書の1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,652万9,000円に改めようとするものです。

初めに、歳出についてご説明いたしますので10ページをごらんください。

1款総務費、1項1目一般管理費に561万4,000円の減額を計上しております。これはシステム改修委託料と端末購入費の減額によるものでございます。

次に中段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に1,084万円の増額を計上しております。これは主に保険料収入の増額によるものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、8ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料に587万2,000円を、同じく2目普通徴収保険料に891万8,000円、合わせて1,479万円を増額しております。これは昨年4月の保険料本算定後の増額見込みによるものでございます。

次にその下、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金を561万4,000円の減額、同じく2目保険基盤安定繰入金を568万9,000円減額しております。これは実績見込みによる減額となっております。

次に、下段、5款繰越金、1項1目繰越金に174万2,000円を計上しております。これは昨年の3月末決算処理後の平成29年度出納整理期間中に収納されました保険料や延滞金を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第36、議案第23号平成30年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐越和之 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第23号平成30年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げますので、介護保険特別会計補正予算書1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,578万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億8,121万8,000円に定めようとするものでございます。

2項では、補正の款項目の区分ごとの金額を補正後の予算金額を第1表によることとしております。恐れ入りますが、6ページ、7ページの事項別明細書をお開きください。

今回の補正は、介護保険料の増収、平成30年度から保険者機能強化推進交付金が新たに交付されることになりました国庫支出金の増額、介護用品支給事業が地域支援事業の対象になったことによる国・県支出金の増による繰入金との財源振替などのほか、決算見込みによる事業費の減額となっております。

歳出からご説明いたしますので、11ページをごらんください。

3款基金積立金、1項1目介護保険給付準備基金積立金において1億881万5,000円の増額補正を計上しております。これは各種交付金の歳入のほか、平成30年度の介護保険料収入が当初見込みより増加のため、介護保険給付準備基金に積み立てようとするものでございます。

なお、この処理は国からの事務連絡に従って積み立てております。

続いて、4款地域支援事業、1項2目介護予防ケアマネジメント事業において決算見込みにより143万6,000円の減額と、2項1目一般介護予防事業の人件費において財源振替、介護予防把握事業において通信費や委託費の実績に基づく減額62万円、同じく認知予防事業など、次の12ページ、介護予防健康の駅事業において交付金への財源振替を計上してございます。

12ページ、4款地域支援事業、3項1目包括的支援事業費において、地域支援事業の人件費、総合相談支援事業で財源振替、包括的・継続的ケアマネジメント事業で実績見込みや請負差金による105万円の金額を計上してございます。

2目任意事業の介護用品支給券支給事業において、実績見込みにより943万4,000円の減額、ボランティア介護相談派遣事業においても実績見込みにより18万円の減額を計上してございます。

3目在宅医療・介護連携推進事業、同じく4目生活支援体制整備事業で財源振替、5目の認知症総合支援事業で実績見込みによる40万円の減額を計上しております。

次に、歳入をご説明いたしますので、恐れ入りますが8ページをごらんいただきたいと思います。

1款介護保険料、1項1目1号保険者の現年度分保険料において、特別徴収保険料として9,635万5,000円、普通徴収保険料として147万3,000円の増額を計上しております。これは介護保険料はご案内のとおり利用者の課税状況に応じて10段階の費用負担の階層があるわけですが、当初予定した保険料の階層ごとの人数に比較しまして、収入が高い層への人数の変動などがあり、保険料収入が増えたものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合交付金）において59万3,000円の減額を計上。3目の同じく地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合交付金以外の分において1,163万4,000円の減額を計上しております。

4目総合事業調整交付金において27万円の減額、5目保険者機能強化推進交付金において1,738万5,000円の増額補正を計上しております。これは平成30年度から新たに新設されました交付金であり、初年度のため国からの内示が10月になりましたが、国、都道府県、市町村及び2号保険者の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に交付金を充当して市町村が行います市町村特別給付あるいは地域支援事業あるいは保健福祉事業等を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、予防介護に必要な取り組みに対して介護保険料を充当するもので、1,738万5,000円が新たに交付となったものです。

4款支払基金交付金では、介護予防ケアマネジメントの実績見込みが減収したことに対応して、現年度分からの支払基金交付金を減額しております。

5款県支出金において2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合交付金）において、国の交付金に対応して37万1,000円の減額。同じく2項2目地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合交付金以外の分において581万7,000円の増額を計上し、これらは歳出の実績見込みに対応して歳入の増減を行うものであります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）において37万1,000円の減額。3目の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）以外分において581万7,000円の増額を計上。4目その他一般会計繰入金として4,028万3,000円の減額を計上しております。2目、3目の交付金の補正は、それぞれ3款、5款の国・県支出金の変動に応じた市の負担割合に応じた補正でございます。4目は介護用品支給券支給事業が全額市の単独対応であったものが、国・県交付金の対象となり地域支援事業の対象となったことにより、財源組み替えをしたものでございます。

8款2項1目介護保険給付金準備基金繰入金では、繰入金の端数処理を行い収支の均衡を計上してございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第37、議案第24号平成30年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○小原信美 建設部長 ただいま議題となりました議案第24号平成30年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたしますので、補正予算書の1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,070万円を減額し、予算の総額を2億810万円に改めようとするものでございます。

第2条では、繰越明許費について定めております。

4ページの第2表、繰越明許費をごらんください。

1款1項の単独事業及び社会資本整備総合交付金事業において、支障物件の移転に日数を要したことなどにより、年度内の完成が困難になったことに伴い、区画街路築造工事など交付金事業分5,774万5,000円と、単独事業費分として街区公園整備や関連する水道管工事負担金など8,882万3,000円を平成31年度に繰り越して使用するものでございます。

1ページに戻りまして、第3条では地方債の補正について定めております。

補正の内容ですが、4ページの地方債補正のとおり、横手都市計画事業債について補正後の限度額を3,710万円に定めようとするものでございます。

それでは、初めに歳出の内容についてご説明いたしますので、10ページをごらんください。

1款1項2目三枚橋地区土地区画整理事業費において4,070万円を減額しようとするものです。これは交付金事業の配分決定額に伴う事業費の減額並びに関連する単独事業費の減額などによるものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページをごらんください。

1款1項1目土木費補助金及び7款1項1目土木債につきましては、事業費の決算見込みによる減額調整、また5款1項1目繰越金につきましては、平成29年度繰越決定額を計上し、4款1項1目一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第38、議案第25号平成30年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○浮嶋優子 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第25号平成30年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお開き願います。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入及び支出ともに同額の245万7,000円を増額するものです。

内容を説明いたしますので、6ページをお開き願います。

第1款市立横手病院事業収益では、第1項医業収益、第3目その他医業収益において決算見込みにより17万9,000円を減額し、第2項医業外収益、第4目他会計負担金に地方交付税の確定により同額の17万9,000円を増額するものです。

第2款市立大森病院事業収入では245万7,000円を増額しております。内訳は、第2項医業外収益において第2目国・県補助金に280万円を増額するもので、これは医師が不足する地域における若手医師などのキャリア形成事業補助金となっております。また第4目他会計負担金では34万3,000円を減額しております。これは地方交付税の確定によるものです。

次に、下段にあります支出では、第2款市立大森病院事業費用において第1項医業費用に245万7,000円を増額しております。内訳は第1目給与費に150万円、第2目経費に50万円、第5目資産減耗費に45万7,000円をそれぞれ決算見込みにより増額しております。

恐れ入りますが、2ページにお戻り願います。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入では、第1款市立横手病院資本的収入、第2項企業債について、医療機器整備等の決算見込みにより120万円の増額を、第2款大森病院資本的収入、第2項企業債について、医療機器整備、医療施設整備の決算見込みにより500万円を減額しております。

支出では、第2款大森病院資本的支出において、第1項建設改良費について327万円を減額しております。これは各種医療機器整備事業の発注の際に生じた請負差額の減額によるものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,965万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

続いて、3ページをお開き願います。

第4条では、医療機器整備事業と医療施設整備事業のための企業債の限度額を2億4,280万円に変更するものです。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、大森病院の職員給与費の

金額を16億1,563万2,000円に改めるものです。

5 ページ以降は補正予算に関する説明となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第39、議案第26号平成30年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○池田智 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第26号平成30年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1 ページをごらんいただきたいと思います。

第2条では、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。水道事業収益では総額に7,366万9,000円を追加し、収入総額を20億6,916万9,000円に改めようとするものでございます。

第1項営業収益で7,510万円を追加しておりますが、これは給水収益に6,390万円、その他営業収益の水道加入金に1,120万円を追加するものであり、それぞれ決算見込みによるものでございます。

ここで給水収益の補正額が大きくなっておりますが、これはまずは当初予算で前年度の決算見込みを参考に、約4,000万ほど減収するものとして予算計上しておりましたが、その後の料金が前年度並みに推移している状況であること、また昨シーズン、冬期間の冷え込みが厳しく、凍結防止のために水道の蛇口を一部開放したお宅が多数あったと見込まれることなどによりまして、冬期間検針できないお宅の年度明けの精算の水量が前年度と比較して大幅に増加したこと、これ金額にいたしまして前年度から比べまして約2,600万ほど増加したことなどが主な要因になったというふうに考えております。

続きまして、第2項営業外収益で143万1,000円を減額しておりますが、一般会計からの繰入金の精査により、他会計補助金に7万4,000円追加する一方で、対象資産の確定により長期前受金戻入を150万5,000円減額するものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用では総額から1,930万円を減額し、支出総額を20億7,690万円に改めようとするものでございます。

第1項営業費用で1,740万円を減額しておりますが、これは決算見込みにより薬品費を800万円、大松川ダムの維持管理にかかわる費用が確定したことにより負担金を640万円、対象資産の確定により減価償却費を300万円、それぞれ減額するものでございます。

第2項営業外費用では190万円を減額しておりますが、これは企業債償還利子の確定により支払利子を494万円減額する一方、決算見込みに伴い、消費税及び地方消費税に304万円を追加するものでございます。

続きまして、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款資本的収入では、総額から9,268万2,000円を減額し、収入総額を8億1,091万8,000円に改めようとするものでございます。

第1項企業債から6,050万円、第2項出資金から242万4,000円、第3項国庫補助金から714万8,000円、第5項補償金から2,550万円をそれぞれ減額する一方、第4項工事負担金に289万円を追加しておりますが、これらいずれも決算見込みによるものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出では総額から1,580万円を減額し、支出総額を18億2,800万円に改めようとするものでございます。

第1項建設改良費で1,400万円を減額しておりますが、成瀬ダム負担金の確定により負担金を減額するものでございます。

第2項企業債償還金では、償還額の確定により180万円を減額するものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額10億1,708万2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を9億4,357万1,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を5,570万6,000円に、建設改良積立金を1,780万5,000円にそれぞれ改め、不足分を補填するものでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

第4条では、企業債の限度額を4億8,080万円から4億2,030万円に改めようとするものでございます。

第5条では、一般会計からの補助金の額を5,243万7,000円に改めようとするものでございます。

なお、詳細につきましては5ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので、説明のほうを省略させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第40、議案第27号平成30年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○池田智 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第27号平成30年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条では、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の総額に1,654万1,000円を追加し、収入総額を21億7,874万1,000円に改めようとするものでございます。

第1款公共下水道事業収益では、第1項営業収益に1,200万円を追加しておりますが、これは決算見込みにより使用料収入を追加するものでございます。

第2項営業外収益から397万5,000円を減額しておりますが、これは一般会計からの繰入金金の精査により他会計補助金に11万8,000円を追加する一方、対象資産の確定に伴い長期前受金戻入から409万3,000円を減額するものでございます。

第2款集落排水事業収益では、第2項営業外費用において対象資産の確定に伴い長期前受金戻入に851万6,000円を追加するものでございます。

次に、支出でございますけれども、総額から2,419万8,000円を減額し、支出総額を21億4,125万6,000円に改めようとするものでございます。

第1款下水道事業費では、第1項営業費用から1,560万円を減額しております。これは決算見込みにより工事請負費を減額するものでございます。

第2項営業外費用から750万円を減額しておりますが、これは企業債償還利子の確定による700万円の減額と、一時借入金の必要がないことにより、その支払利息50万円を減額するものでございます。

第2款集落排水事業費用では、第1項営業費用から298万4,000円を減額しております。これは決算見込みにより工事請負費200万円と減価償却費98万4,000円を減額するものでございます。

第2項営業外費用には188万6,000円を追加しておりますが、これは決算見込みにより消費税及び地方消費税を追加するものでございます。

続きまして、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入の総額から3,671万円を減額し、収入総額を12億8,789万円に改めようとするものでございます。

第1款公共下水道事業資本的収入では、第1項の企業債から2,170万円、第2項の出資金から11万8,000円、第3項の国庫補助金から1,850万円をそれぞれ減額する一方、第4項の受益者負担金等には550万8,000円を追加しておりますが、いずれも決算の見込みによるものでございます。

第2款集落排水事業資本的収入では、第1項の企業債から190万円を減額しております。こちらも決算見込みによるものでございます。

次に、支出でございますけれども、総額から2,662万9,000円を減額し、支出総額を19億8,087万1,000円に改めようとするものでございます。

第1款公共下水道事業資本的支出では、第1項建設改良費から2,840万円を減額しておりますが、これは決算見込みに伴い減額するものでございます。

第2項の企業債償還金には177万1,000円を追加しております。これは償還額確定によるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額6億9,298万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金4億7,757万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1,348万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,772万9,000円、引継金1億1,871万円、減債積立金6,598万7,000円で補填するものでございます。

続いて、3ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

第4条は、企業債の限度額の補正であります。公共下水道事業では2億630万円から1億8,460万円に、集落排水事業資本費平準化債では7,690万円から7,500万円にそれぞれ改めようとするものでございます。

第5条では、一般会計からの補助金を7億5,211万8,000円に改めようとするものでございます。

なお、詳細につきましては5ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりとなっておりますので、説明のほうを省略させていただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○齋藤光司 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明2月26日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時20分 散会

